

令和３年第７回教育福祉常任委員会会議録

1. 日 時 令和３年１２月８日（水）
2. 場 所 白井市役所本庁舎４階大委員会室
東庁舎４階議場
3. 議 題 (1) 請願第２号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書
(2) 請願第３号 「国における２０２２年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書
(3) 議案第３号 白井市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(4) 議案第４号 白井市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
(5) 議案第７号 白井市民プールの指定管理者の指定について
(6) 議案第９号 令和３年度白井市一般会計補正予算（第７号）のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目について
(7) 議案第１０号 令和３年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第２号）について
(8) 議案第１４号 令和３年度白井市一般会計補正予算（第８号）について
(9) 閉会中の継続調査について
4. 出席委員 斉 藤 智 子 委 員 長・小田川 敦 子 副 委 員 長
古 澤 由紀子 委 員・長谷川 則 夫 委 員
和 田 健一郎 委 員・徳 本 光 香 委 員
岡 田 繁 委 員
岩 田 典 之 議 長
5. 欠席委員 な し
6. 説明のための出席者
紹介議員 影 山 廣 輔
参考人 杉 本 浩 二
市執行部
市 長 笠 井 喜久雄
福 祉 部 長 豊 田 智 美

健康子ども部長	松丸健一
教育部長	和地滋巳
教育部参事	本間賢一
社会福祉課長	村越貴之
障害福祉課長	鈴木智子
高齢者福祉課長	竹内崇
子育て支援課長	永井康弘
保育課長	片桐啓
健康課長	佐藤覚
保険年金課長	榎谷君子
教育総務課長	金井早苗
生涯学習課長	寺田豊
文化センター長	石田昌弘
7. 会議の経過	別紙のとおり
8. 議会事務局	
議会事務局長	石井治夫
主査	今井好美
主任主事	東山奈緒美

委 員 長 の 挨 拶

○石井治夫議会事務局長 おはようございます。本日は大変御苦勞様でございます。会議に先立ちまして、斉藤委員長より御挨拶をお願いいたします。

○斉藤智子委員長 皆さん、おはようございます。12月に入り、朝夕と、朝晩と冷え込みがかなり増してきました。皆さん、体調管理には十分お気をつけてください。

本日、午前中は請願2件、午後は当常任委員会に付託をされました、議案6件の審査を行います。慎重なる御審議かつ円滑なる委員会運営に御協力をお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○石井治夫議会事務局長 それでは、委員会会議につき、議事等につきましては委員長をお願いいたします。

会 議 の 経 過

開会 午前10時00分

○斉藤智子委員長 ただいまの出席委員は7名でございます。委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、教育福祉常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

初めに、マスク着用での発言に際しては、マイクによる音声認識に配慮いただき、明瞭に発声いただきますようお願いいたします。

これから日程に入ります。

(1) 請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書

○斉藤智子委員長 日程第1 議案第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書についてを議題といたします。

請願第2号の参考人として、千葉県教職員組合印旛支部、杉本浩二さんにお越しいただいておりますので、御紹介いたします。

○杉本浩二参考人 千葉県教職員組合印旛支部、書記長しております、杉本浩二と申します。本日はよろしくお願いいたします。

○斉藤智子委員長 初めに、紹介議員より請願の趣旨及び事項について説明を求めます。説明時間は15分間までとなっております。

影山紹介議員。

○影山廣輔紹介議員 委員の皆様におかれましては、日頃より学校教育への深い御理解と御配慮いただきありがとうございます。

まず、要旨からまいります。義務教育は憲法の要請に基づき、子どもたち一人一人が国民として必要な基礎的資質を養うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、あ、培うことのためのものです。国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。しかし、かつては教材費、旅費、児童手当など、多くの給付費が対象となっていました。次第に対象から除外され、給与費のみとなり、2005年には給与費の負担割合が3分の1に縮減されてしまいました。国民に等しく義務教育を保障するという観点から言えば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。

この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、義務教育の水準にさらに格差が生まれることは必至です。学校の基幹職員である学校事務職員、学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、義務教育費国庫負担法第1条に明記されている教育の機会均等と、その水準の維持向上という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれもあります。よって、私たちは、義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨について御審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁宛てに意見を提出していただきたくお願い申し上げます。

請願事項。2022年度予算編成に当たり、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁宛てに意見書を御提出いただきたくお願い申し上げます。また、別紙として、その意見書の案が付されております。細かい内容については、これにのっとして提出していただきたいということです。

皆様、御案内のとおり、日本国憲法第26条では、全ての国民は法の定めるところにより、保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを保障するとあり、この憲法とほとんど同時期に施行されました教育基本法第4条には、教育の機会均等とそれに対する国と地方自治体の責務、第5条には国民の義務教育の責務とともに、その機会の保障について、国と地方自治体の責務がここにも記されております。

そして、教育の要ともいえるべき市町村立学校の教職員の給与については、先ほどの要旨のとおり、都道府県が3分の2、国が3分の1、これはかつて国と都道府県、それぞれ2分の1ずつだった時代もあったのですが、その分、義務教育国庫負担法で規定されているところです。しかし、これ以上の国の負担が後退した場合ですと、この分の教育環境の悪化が予見されることです。改正教育基本法の前文の中に、ここに我々は日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り開く教育の基本を確立する云々とあり、また、かつて小泉純一郎元総理が引用して話題になった米百俵の逸話に象徴され

るように、未来の担い手たちに教育の光を与えることこそ将来の希望、あるいは国や地域の持続可能性につながるものです。委員の皆様にはどうか御慎重なる御審議をお願い申し上げます。

○齊藤智子委員長 以上で説明が終わりましたが、参考人から補足説明はございますか。杉本参考人。

○杉本浩二参考人 特にございません。

○齊藤智子委員長 それでは、これから質疑を行います。発言の際は、挙手をし、委員長の指名を受けてから発言をしてください。説明員、参考人の方も同様をお願いいたします。

それでは、質疑ございますか。長谷川委員。

○長谷川則夫委員 それでは、紹介議員にお尋ねします。

約11年前の平成22年11月に同趣旨、義務教育国庫負担制度の堅持に関する意見書というのが提出され、採択を求めるということで、この請願については全会一致で可決をされています。今回の提出までに社会情勢とか国の状況とか、大きな変化があったと考えていますか。

○齊藤智子委員長 影山議員。

○影山廣輔紹介議員 一番大きな状況と言え、経済の悪化、国の経済の悪化となった、コロナ禍がさらに、それに追い打ちをかけたというところがあります。これで衛生保健面とか、その他感染対策などにお金を割かなければいけなくなるという状況、ただ、そういった中で教育は未来を担保するためにも、ぜひとも財政措置は続けていただきたいと願っておりまして、こういった今回の請願を紹介する決断に至りました。以上です。

○齊藤智子委員長 長谷川委員。

○長谷川則夫委員 教員の給与費のことだけなんでしょうけれども、その他のことまでということなんです。では、請願を見ますと、給与費の国庫負担金が引き下げられる、または、制度廃止の可能性ということが述べられておりますけど、それについては紹介議員はどのように考えていますか。

○齊藤智子委員長 影山議員。

○影山廣輔紹介議員 国庫補助負担金、財源移譲を含む財源配分、地方交付税の在り方を一体的に見直すとしている三位一体の改革の中で、検討の対象となったことがあります。そういったことから、その可能性は全くゼロではないと捉えております。

○齊藤智子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 ただいまの長谷川委員の質疑に関連すると思いますけれども、請願事項の中に2022年度予算編成とあります。今、市も国もそうですけど、予算編成が盛んに行われているところですが、ニュースなどで見ましても、もう来年度の税制をどうするかとか、問題点になっているところが出てきておりますけれども、義務教育費国庫負担堅持に関して、2022年に関わるような問題提起のされ方というのは、現在あると考えていらっしゃるでしょうか。影山紹介議員にお聞きします。

○齊藤智子委員長 影山議員。

○影山廣輔紹介議員 2022年度に特別にということまでは把握しておりません。従前からの流れの

中で、一旦、俎上に上った過去もあるということで、そして、その中で経済状況の悪化というのにも加味しまして、そのまま置けないという考えであります。以上です。

○齊藤智子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 それでは、趣旨の中では、状況一般について述べられていて、請願事項の中では一応2020年度の予算編成に当たりという具体が示されていると考えてよろしいですか。

○齊藤智子委員長 影山議員。

○影山廣輔紹介議員 この1つ目の請願に関してはそういうことになります。

○齊藤智子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 趣旨の中で御説明願いたいと思いますけれども、かつては含まれていた教材費、旅費、児童手当など多くの経費が対象となっていました、次第に除外されたとあります。その除外されたものが、ほかの省庁で国庫負担となっているという追跡はなさいましたか。教育費からは外されたけれども、ほかの省庁で対応しているというような調査はなさったのでしょうか。影山議員にお聞きします。

○齊藤智子委員長 影山議員。

○影山廣輔紹介議員 すいません。私は自ら調査しておりませんので、申し訳ないです。参考人からもないですか。

○齊藤智子委員長 杉本参考人。

○杉本浩二参考人 こちらのほうで、具体的に調査をしている、教材費等に関して調査をしているということはございません。

○齊藤智子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 もし教材費、旅費、児童手当などが、ほかの所管の官庁で担保されているのであれば、それはそれでよしとお認めになりますか。それとも、やはり義務教育費の国庫負担の中で担保してほしいという考えでしょうか。

○齊藤智子委員長 杉本参考人。

○杉本浩二参考人 担保されれば、以前のような形に戻ることが可能ならば、戻る形のほうが望ましいと考えますが、現状、給与費のみになっておりますので、給与費3分の1を、まずは3分の1の堅持をしっかりと求めていきたいというところです。

○齊藤智子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 義務教育費国庫負担堅持の意見書を出すようにという請願、ないしは、陳情などは何回も出されているんです。これ、一番喫緊に出されたのは22年の11月17日に請願で出されていますけれども、そのときから状況の変化というんですか、皆さんが御心配されているような義務教育費が減らされるみたいな、そういう状況というのは、実際につかんでおられるのでしょうか。〔「もう一度お願いできますか」と言う者あり〕義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択を求める

請願書というのが今回、出されましたけれども、平成22年にも平成15年にも出されているんです。平成22年度は全会一致で、賛成で通っているんですけども、その意思表示というのを国会に、白井市は出しているんです。出しているにもかかわらず、また状況の変化があったというのであれば、分からないではないんですけども、それでも出してきた理由というのを、状況の変化があったんですかということでお聞きしています。

○齊藤智子委員長 杉本参考人。

○杉本浩二参考人 毎年、他市議会、県議会のほうでも請願を出させていただいておりますが、予算が年度ごとに立てられているものでありますから、その都度、請願陳情させていただいている経緯がございます。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 それでは、請願者について確認したいことがあります。

こちらの請願文書の中の請願者には、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係、団体、千葉県連絡会とあります。そして、請願者のほうから出された書類のほうには、団体名の下に21のいろいろな協議会とか会の名前が連なっています。これは、この連絡会が21の団体によって構成されている会だという認識でよろしいでしょうか。お答えはどちらでも構いません。

○齊藤智子委員長 杉本参考人。

○杉本浩二参考人 千葉県の教育関係団体、21の団体から構成されているものになります。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。

そうしましたら、この連絡会の中の団体を見た中で、白井市ももしかしたら加盟しているのがあるのかしらと思ったんですが、執行部にお聞きします。連絡会に加盟している団体に白井市としても加盟している状況はありますか。

○齊藤智子委員長 和地教育部長。

○和地滋巳教育部長 白井市として加盟という形でいうと、それはどうかというのは分かりませんが、例えば、この中に全国公立小中学校、校長会が入っておりますので、これは現在、義務教育小中の校長は、校長会のほうには関係して入っていると考えています。以上です。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。市としてとかではなく、その立場の方がそれに所属をしているということが考えられるというお答えですね。承知しました。

あと、次にお聞きしたいのが、こちらは先ほどちらっと出しましたけれども、請願活動を継続して続けられていらっしゃるって受け止めましたけれども、他市のほうに出された請願の状況などはいかがでしょうか。

○齊藤智子委員長 杉本参考人。

○杉本浩二参考人 2020年度におきましては、53市町村の中で51の市町村で採択されております。

千葉市においては政令指定都市になりまして、ただ、私たちの団体と友好関係にあるところから、同じような請願陳情が出されていることになっております。

2021年度におきましても、6月議会、9月議会等で陳情請願のほうを進めていただいております、現状、残りが4つの市町というところになっていると確認しております。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。請願を出された状況というのは分かりましたが、採択の結果というのは、もしお示しいただけるものがあれば、御紹介いただけますか。

○齊藤智子委員長 杉本参考人。

○杉本浩二参考人 採択の結果、市町村の数……〔「そうですね。採択の市町村の数」と言う者あり〕は、昨年度が51、今年度も、まだのところは4つですので、49という形になっていると確認しています。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 すいません。私がちゃんと聞いていなかったです。失礼しました。

今年度においては、49がもう採択されていて、去年、21年度だと51市町村が採択されている状況ということですね。〔「はい」と言う者あり〕分かりました。ありがとうございます。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございませんか。

岡田委員。

○岡田 繁委員 現在、義務教育において、各家庭、小学校、中学生で各家庭で負担する、およその平均金額でいいんですけど、月どれぐらい、年間でもいいんですけど、お答えできればお願いします。

○齊藤智子委員長 杉本参考人。

○杉本浩二参考人 その細かいところの金額等は把握しておりませんので、お答えできないところです。

○齊藤智子委員長 岡田委員。

○岡田 繁委員 教育委員会さんのほうはどうでしょうか。

○齊藤智子委員長 和地教育部長。

○和地滋巳教育部長 同じく年間ということではしていませんけど、月で言いますと、自分が校長のときに集金を必ず家庭にしていたのは、給食費が約4,500円ぐらい、それから教材費ということで、これは月によってばらばらになりますけども、おおむね三、四千元ぐらい。修学旅行等があれば、それに伴う積立てをやっている学校もありましたので、月にならせば、月1万円ぐらいのような印象は持っております。以上です。

○齊藤智子委員長 岡田委員。

○岡田 繁委員 今朝、インターネットで調べてみたんですけど、小学生が大体年間6万円弱、中学生が13万円弱ということでした。義務教育の割には、親御さんの負担がこれは多いのかなというのは実際感じたところであります。以上です。

○斉藤智子委員長 和田委員、よろしいですか。

和田委員。

○和田健一郎委員 まず、私自身、民間の塾講師ということで経験がありまして、また、教職員に関しては、国家資格の技術系のほうでやっていた中で、いろいろ個人で思うことがございました。

その中で、教育水準がさらに格差をということで、陳情の文章になっているものですが、これは具体的に、まず、さらにということでやっているのは、今の現状として認識している格差というのを、例えば、これは学校格差という言葉とかがいろいろとあったりすると思うのですが、この場合は、学力に関することでしょうか。それとも、ほかと申しましたら施設に関すること、どちらを特に主に感じられているかをお聞きしたいと思います。参考人、お願いします。

○斉藤智子委員長 杉本参考人。

○杉本浩二参考人 国庫負担のところとは直接関係するものではないかと思うんですが、市町村立の小中学校のほうで、市町の財政状況によって、学校施設等の中では恵まれているというか、整っているところと、そうではないところで教育環境の差というものを感ずるところはあります。

○斉藤智子委員長 和田委員。

○和田健一郎委員 私もこれに関しては非常に痛く感じているところがございます、もちろん教育、まず学力の部分に関して、私的に思ったことは、もちろん学校環境もさることながら、家庭環境、及びその他準ずるものというのが多くあります。

その中で、私自身は以前、秋田のほうで教育関係が非常に進んでいるということで、見た中でございましたら、県立高校の入試問題に関しては、国語に関してもそうなんですが、結構記述が多くて、千葉県はアイウエオという記号選択が多くなっておりました。これはどういうことかといったら、作文を書かす能力という採点に関しては、アイウエオでしたら簡単にできます。ただ、その代わり、子どもが、まず文章を要約して課題を把握した上で意見を言っているのかということで、いわゆる採点ということと、どうやって子どもを伸ばすかということに関しては、教育というのは、ただ教科書を丸暗記してやる、いわゆる暗記型というのと、あと思考型までやっていくという場合が大きくありまして、特に義務教育で、その部分の要約及び自分の考えを述べるということに関するものは、どうしても指導が要らなければ、必ず必要とするところを非常に痛感しておりまして、特に千葉県の県立問題でしたら大体100点満点中の10点に満たないようなところなので、捨て問にしちゃうところが多くあるんですが、これが実際には、本当はたった10点なんですけども、漢字の丸暗記していたほうがいいのかというテクニックに走っちゃうんですが、そういう点では、義務教育の間にちゃんと要約、自分の考えを述べるということは、つまり相手から情報を正確に把握した上で、課題点を捉えて自分

ではどう思うかという、議論だとかそういうところの高等教育、この先でも必然だと思っております、長くなりましたが、そのような中で、いわゆるマンパワーとしての先生、子ども一人一人が減っているという少子高齢化の中でそれは進んでいるんですが、教育費に関しての先生の部分に関してもう一度、これは学力も含まれているということを確認した上で、さらに格差といったところで、例えば作文に関することだとか、そういうことで何か認識して思うことというのがあったらお聞きしたいと思っております。

○齊藤智子委員長 杉本参考人。

○杉本浩二参考人 私も小学校の教諭でありまして、1クラスの子どもの人数が一番多いときは35人、8人というところと、少ないときは13人ぐらい、13人の学級を経験しております。作文指導に関しても言えば、一人一人に当たる時間が大きく変わってきますので、教員の数、1人当たりの教員に対する児童数が少なければ少ないほど、しっかりとした指導、また、委員が言われたような、思考の部分とか、そういったところを教育することがより可能になると思っております。

○齊藤智子委員長 和田委員。

○和田健一郎委員 御存じのとおり、公立学校の学力テストといいますか、把握するものが、制度が最近変わってしまったのですが、いわゆる暗記型だとか言われるA問題とB問題という、指向型のB問題が出ると、我が町はB問題と言われる作文や、数学でもそちらの部分が弱いということでありまして、これはもう丸暗記では対応できないのではないかと……。

○齊藤智子委員長 和田委員、請願事項に沿った質疑をよろしくお願いします。

和田委員。

○和田健一郎委員 その前提での話をしております。

では、そういったところで、子ども一人一人のということでありましたら、これは次の陳情になってしまう部分があるので、端的に申し上げると、後の部分は割愛させていただいて、では、こういったところで、子どもを多く、ちゃんとそういう学力指導をさせていくということで、では、学校は水平じゃなくて格差があるということだったんですが、具体的には学校によって、その差というのは明確に、今の現状ではあるということでしょうか。学校によって指導量が違うだとか、そういう問題点を解決。

○齊藤智子委員長 和地教育部長。

○和地滋巳教育部長 白井市の教育ということなので、私のほうでお答えさせていただきます。

白井市の教育は、各学校、指導要領にのっとって計画を立てておりますので、各学校、特色は出していますけども、大きく質として異なる教育をしているとは考えておりません。人数差による1人に充てられる時間というのは多少異なるかもしれませんが、それに伴って、大きい学校が極端に学力が低いとか、そういうことは考えておりません。以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 執行部に、まず、確認いたします。

今回の請願、先生方の給与費に対する国の負担割合が関係しているということなので、これが減らされたりすると、都道府県によって、残りの部分にどれだけお金をかけられるかということに、教員数にも影響すると思うんです。それで、今現状で、白井市は千葉県に対して、どういった教員数についての要望などを出しているかという現状を確認します。

○斉藤智子委員長 和地教育部長。

○和地滋巳教育部長 お答えします。

白井市はということではやっておりませんが、先ほど言いましたように、全国校長会、校長が所属している団体、教育長会、教育長が所属している団体、そういうところで定数の拡充とか、そういうことは要望しているというのは聞いたことがあります。以上です。

○斉藤智子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 執行部に確認します。

私どもも一般質問などで、白井市の教員を増やしてほしいという要望をしますと、白井市も毎年、県に対して、そういう働きかけに関わっていますという回答だったので、白井市も教員を増やすべきだという考えで動いているということによろしいですね。

○斉藤智子委員長 和地教育部長。

○和地滋巳教育部長 お答えします。

教員の数が増えれば、それに伴って、子どもにかかる時間が増えると思いますので、それは望ましいことだと考えております。以上です。

○斉藤智子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 動いていますかという質問だったんですけど、望ましいと考えてくれて、そういう教育長会などの働きを見ているというか、一員として参加しているということですね。ありがとうございます。

引き続き、かなり危機感のある請願だと思っていまして、毎年出されているというのも、毎年の予算で押しとどめて、今、子どもたちのために働いている先生の給与を確保するということだと思うんですけど、これが、2005年に国が、先生の給与費の負担をしている割合が2分の1から3分の1になったというのはかなり大きいと思うんですけど、これがまたもっと減らされてしまった場合、どういう影響があるのかというのを、執行部と参考人両方にお聞きしたいので、まず、執行部にお聞きします。

○斉藤智子委員長 和地教育部長。

○和地滋巳教育部長 お答えします。

今、学校にはたくさんの教職員が働いておりますが、この中に大きく分けて県費負担職員と市費の

会計年度任用職員等の負担職員、こういうふうに大きく分けられると思います。この中の県費負担職員というもののうち、国で決められている定数にのっとって配置されている職員、この給与の3分の1が国から出ております。そのほかに、少人数加配とか生徒指導加配とか、様々な加配教員というのが県から配置されております。そうすると、ここの義務教育国庫負担制度が下がるとなると、そちらのほうにかかる県費のほうが多くなると思われますので、影響が出るとすれば、財政が厳しくなった県については、県の加配というものが減るのかな、そういうイメージは持っております。以上です。

○斉藤智子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 では、同じ質問、3分の1の国の負担がもっと減らされてしまった場合、どういう影響があるとお考えか、参考人にお聞きします。

○斉藤智子委員長 杉本参考人。

○杉本浩二参考人 我々としては、都道府県によって教員の数に差が出てきてしまって、その結果として、1クラス当たりの学級児童数のほうに差が出てくることがあるのかと考えられます。

現状だと35人学級というものが進んできておりますが、そういったもので、都道府県によっては30人とかできたり、40人に増えてしまうことが起きてしまうと、教育の機会均等というものが損なわれてしまう可能性があると考えております。

○斉藤智子委員長 よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

岡田委員。

○岡田 繁委員 先ほどの各家庭が出費している金額に関して、これは多分塾のお金は入っていないと思うんです。塾に通うお金です。当然、塾に行く、行かないというのは、各家庭の収入によって異なってくると思うんですけれど、実際、今、白井の小学生、中学生が塾に行っている割合というのは何%ぐらいなのでしょう。教育委員会の方にお伺いします。

○斉藤智子委員長 和地教育部長。

○和地滋巳教育部長 そういう調査をしたことがございませんので、申し訳ありません。

○斉藤智子委員長 よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 参考人にお聞きします。

千葉県の財政のうち、教育費の割合というのも1976年は38%で、どんどん減ってしまっていて、近年22.9%とか減っていて、財政力は全国でも4位なのに、1人当たりの教育にかかる教育費というのは、47都道府県でも最低ランクになっています。この会も、千葉県連絡会ということで、千葉県の教育費の状況とか学校の状況や家庭の状況について、何か御意見とか御説明ありましたらお願いします。

○斉藤智子委員長 杉本参考人。

○杉本浩二参考人 県の教育予算に関することになるかと思いますが、千葉県のほうでも、独自に35

入学級のほうを国が全体に広める前に、既に行っている状況がありました。中学校1年生のほうも35入学級というのが、国よりも先に行っています。教育予算にかけるところが全体に比べて低いというのもあると思うんですけども、教育をないがしろにしているとは思っていないというか、大事に考えてくれていると思っております。まともなことですいません。

○齊藤智子委員長 影山議員。

○影山廣輔紹介議員 どうもこれは給与費、人件費なわけですから、これは2006年に給与費構造の見直しが全体的に行われているみたいなんです、千葉県では。それで、全体的に削減したことが原因だと思われます。以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

岡田委員。

○岡田 繁委員 義務教育国庫負担金を減らそうとしているのは総務省というのを、ちらっと読んだことがあるんですけど、なぜならば、国から地方に負担を移行すると。それで、負担することによって、地方がオリジナルの教育を受けさせることができるということが書いてあったんですけど、実際、今、千葉県、白井市として、国の指示を受けてこういうのはどうもやりづらいと。もっと白井のオリジナルで、こういう教育をしたいとかというお考えはありますか。それが可能になるのであれば、教育費の予算が減らされても致し方ないかと、その代わりオリジナルの教育ができるんだけどみたいな、そういうお考えがありますでしょうか。

○齊藤智子委員長 和地教育部長。

○和地滋巳教育部長 白井市で管轄しているのは小中学校ですので、小中学校はあくまで基礎基本をしっかり身に付けるべき教育をするところだと私は思っております。そういうことでいえば、オリジナルという特色を出すことは大切ですけども、まずは基礎基本をしっかり、国の指導要領等にのっとってしっかり身に付ける、そちらのほうには重点を置いていきたいと思っております。以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時42分

○齊藤智子委員長 引き続き、会議を再開いたします。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 賛成討論の方はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 討論はないもの……、長谷川委員。

○長谷川則夫委員 趣旨採択の討論をしたいと思うんですが、よろしいですか。

○齊藤智子委員長 はい。

○長谷川則夫委員 それでは、趣旨採択の討論をします。

平成22年11月に提出された請願に関しては、全会一致で採択されています。今回、出されました請願については同一項目であり、今回までに義務教育費国庫負担金の減額や制度廃止も検討された経緯があったにせよ、国等で大きな変化がないことから、私の考え方としては基本的には不採択です。しかしながら、提出者の意向を尊重し、趣旨採択としたいと思います。以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに討論ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 本請願に賛成の討論をいたします。

委員からの質問に、最初のほうで参考人などがお答えになった、また、紹介議員もお答えになったように、なぜ毎年出しているのかというのは、やはり危機感があるからだと思います。毎年予算編成されていて、どこに比重を置くかというのも政府に委ねられるということで、今まで減らされてきて、共済費や旅費や児童手当など、大事なものが、国の責任で払われていたものがどんどん削られてきているという歴史があります。

近年は、もうコロナ禍で、本当に子どもたちが犠牲になっていますよね。大人の政策だとか災害だとか、いろいろなものに子どもは全く責任がないのに、いろいろ苦しい思いをしています。そんな中で先生を増やして、一人一人に丁寧な教育を行うということは大事だと思いますので、その基礎になる先生の給与というものを、国が義務教育を行うように全国に義務づけている国の責任ですから、私としては、元の2分の1に戻すということも訴えたいぐらいですが、そういう状況の中でも3分の1を、まず守りたいという最低限の訴えだと思いますので、これは全面的に賛成して、採択したいと思います。以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに討論ございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 私も賛成の立場で討論させていただきます。

まず、毎年出しているということに関してですが、毎年継続して提出しているからこそ、3分の1が堅持されているとも考えられます。そして、何より教職員の方々が配布されている団体のほうからも同じような要望を提出されているということ、現場の先生たちが危機感を持って要望を出している

ということをくみ上げて、私はこちら、請願書に対して賛成したいと思います。以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに討論ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから、請願第2号を採択しますが、採択に入る前に採択の方法について申し上げます。請願第2号に対しては、長谷川委員から趣旨採択を求める提案がありました。したがって、初めに、趣旨採択、次に原案の順に採決いたします。

請願第2号について、趣旨採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○齊藤智子委員長 起立少数です。

したがって、請願第2号は趣旨採択とすることは否決されました。

次に、原案について採決いたします。請願第2号は採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○齊藤智子委員長 起立多数です。

したがって、請願第2号は採択とすることに決定いたしました。

それでは、ここで休憩をいたします。再開は11時。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

○齊藤智子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(2) 請願第3号 「国における2022年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書

○齊藤智子委員長 日程第2 請願第3号 「国における2022年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書についてを議題といたします。

日程第1に引き続き、参考人は千葉県教職員組合印旛支部、杉本浩二さんであります。

初めに、紹介議員より請願の趣旨及び事項について説明を求めます。説明時間は15分間までです。

影山紹介議員。

○影山廣輔紹介議員 まず、要旨のほうから参りたいと思います。

教育は、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を持っております。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人一人を取り巻く環境も変化して、教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積しています。また、東日本大震災、原子力発電所の事故、さらに、各地で地震や豪雨、台風などの大規模な災害、そして、新型コロナウイルス感染症の拡大等が立て続けに発生しました。

災害からの復興、感染症の克服は、いまだ厳しい状況の中にあると言わざるを得ません。子どもたちの健全育成を目指し、豊かな教育を実現するためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、2022年度に向けての予算の充実を働きかけていただきたいと考えます。

1、災害からの教育復興に関わる予算の拡充を十分に図ること。2、少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定、実現すること。3、保護者の教育費負担を軽減するために、義務教育、教科書無償制度を堅持すること。4、現在の経済状況鑑み、就学援助や奨学金事業に関わる予算をさらに拡充すること。5、子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境条件を整備すること。6、老朽化等による危険を伴う校舎、ブロック塀の改築や更衣室、洋式トイレ、空調設備設置等の法律学校施設整備費を充実すること。7、子どもの安全と充実した学習環境を保障するために財政措置を講じること。8、感染症に伴う臨時休校等の様々な措置により、児童生徒が健康面、学習面で不安やストレスを感じることがないように財政措置を講じることなど、以上、昨今の様々な教育課題は、教育予算を十分に確保することにより解決されるものが多くあります。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨について御審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁宛てに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

請願事項。2020年度の予算編成に当たり、憲法、子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちによりよい教育を保障するために、国における2022年度教育予算拡充に関する意見書を貴議会にて採択していただき、政府及び関係行政官庁に意見書を提出いただきたくお願い申し上げます。

以下は、意見書案が付されております。

請願要旨にありますとおり、災害とか、あとはコロナ禍であらわになった、社会構造の矛盾による経済格差の表れとか、そういったことから子どもの将来を守っていかなければならない、そういう思いで、今回の請願は提出されております。どうか、委員の皆様には深い御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○斉藤智子委員長 以上で説明が終わりましたが、参考人から補足説明はございますか。

杉本参考人。

○杉本浩二参考人 特にございませんで、よろしくお願いいたします。

○斉藤智子委員長 分かりました。

これから質疑を行います。先ほどと同様、発言の際は挙手をし、委員長の指名を受けてから発言してください。説明員、参考人の方も同様をお願いいたします。

それでは、質疑ございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 まず、こちらの請願第3号も、請願者が提出したほうを見ますと、連絡会の中に21の構成団体が入っていますので、先ほどの2号と同じく各個人、団体の中で、同じような請願を出されているんだということを確認しました。

そこで質問なんですが、請願事項に関して、要旨の中に様々な教育課題は、教育予算を十分に確保することにより解決されるものが多くありますということで、8項目を挙げられています。8項目を今回、2020年度予算拡充に対して要望を出した理由というか、その思いのところを教えていただきたいと思います。

○斉藤智子委員長 こちらは、どちらに。

○小田川敦子副委員長 請願者のほうにお願いいたします。

○斉藤智子委員長 参考人でよろしいですか。

○小田川敦子副委員長 参考人に。失礼いたしました。お願いします。

○斉藤智子委員長 杉本参考人。

○杉本浩二参考人 こちらの8項目に関しましては、関係する21の団体の代表者が集まりまして、その中で、毎年文言等を吟味して上げさせていただいております。ですので、昨年度のうちに、今年度、上げているものが話し合われておりまして、現状、今の社会情勢とか現状と少し異なる部分もあるという認識は私たちも持っておりまして、その部分に関しては、もっと柔軟に対応していかなければいけないのかという私たちの反省もありますが、21の団体でしっかり吟味されている内容ですので、そういう内容になっております。

○斉藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。

そうしましたら、8項目の中から1つ確認させていただきたいと思います。7項目めのところ。子どもの安全と充実した学習環境を保障するように財政措置を講じることと書かれていますが、そうしますと、ここをもしよろしければ、具体的にどういったことを想定されていたのか、そういったお示しいただけるものがあれば、お答えいただければと思います。

○斉藤智子委員長 お答えはどちらに。

○小田川敦子副委員長 参考人に。

○斉藤智子委員長 杉本参考人。

○杉本浩二参考人 学校の施設のほうでエアコンの普及が大分進んでおります。

県によってはもう100%に近いところまで進んでいるんですが、それは普通学級において、随分と整ってきております。しかし、特別教室という形の音楽室や理科室、図工室等には、まだまだエアコン等が整備されていない状況もあります。夏場、暑いときに、普通学級で快適に授業する生活ができている中、次の時間で、理科室や音楽室等に行って、本当に暑い中で授業をするというのは児童生徒の体調にもよくありませんし、学習の効果としても十分なものが得られないと考えておりますの

で、今後は普通学級以外の特別教室等でもエアコンの設置等も求めていければと思っております。

○齊藤智子委員長 よろしいですか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。

そうしましたら、もう一つ最後にお聞きをします。教育予算全般についてなんですけれど、印象として、昨今の情勢の中で、1人1台のタブレットの導入なんかがあったりするので、国としての教育予算は増加しているんじゃないか。しいては、教育の環境は充実していく方向にあるんじゃないかという印象を持っているんですけれども、その辺り、参考人の見解はいかがでしょうか。

○齊藤智子委員長 杉本参考人。

○杉本浩二参考人 文部科学関係の一般会計予算の推移を調べますと、2021年度は5兆2,979億円ということになっておりまして、昨年度に比べると80億円減という形になっているかと思います。ですので、現実的には減ってきてしまっている部分があるのかと思いますので、しっかりと予算を取っていただきたいという思いがあります。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 そうなんですね。

そうすると、すいません、昨年度と比べると、昨年は80億円減ということでしたけど、推移ということになると、教育予算の推移みたいなことは、何か御紹介いただける資料を参考にお持ちでしたら、お示しいただけますか。

○齊藤智子委員長 杉本参考人。

○杉本浩二参考人 手元にあるものを述べればよろしいですか。

2020年度の一般会計予算は、文部科学関係の一般会計予算が5兆3,060億円です。2019年度は5兆3,062億円、2018年度は5兆2,937億円、2017年度は5兆3,097億円という形で、私のほうで、手元にある資料、2007年度は、5兆2,705億円ということになっています。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 御紹介いただいたところで、現在に至るまでの間に、教育予算のほうは、政府予算としては減少傾向なんだということを確認させていただきました。

○齊藤智子委員長 杉本参考人。

○杉本浩二参考人 すいません。2012年度は5兆6,376億円までついているときがありますので、一番2012年度が多くて、5兆6,000億円。現状だと5兆3,000億円ぐらいまで減っているということで、増減ありますけれども、多いときに比べると減ってきてしまっているというところだと思います。

○齊藤智子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 請願者のところを見ますと、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援するとあります。豊かな育ちと学びを支援するためにこの8項目が出されたと思いますけれども、8項目に決めた

経緯というのを簡単に説明してください。

○齊藤智子委員長 お答えは参考人でよろしいですか。

○古澤由紀子委員 本来、紹介議員ですけれども、紹介議員、できますか。

○齊藤智子委員長 影山紹介議員。

○影山廣輔紹介議員 私の口からは、当事者ではないのであまり正確なことは言えないと思います。やはり参考人から伺うのが、より正確なお答えになると思います。

○古澤由紀子委員 請願審査は本来、紹介議員が説明するものですから、できるだけ紹介議員と思いますけれども、そうおっしゃるんだったら参考人に。

○齊藤智子委員長 杉本参考人。

○杉本浩二参考人 経緯ということですが、先ほども述べさせていただきましたが、21の関係団体の代表者の方が集まった中で決められているというところです。私のほうは、その会議のほうには参加しておりませんので、詳しいところは述べるできません。

○齊藤智子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 代表者の意見の聴取というところから集約されたものと理解しました。

8つの中で、少人数学級を実現するためということで、少人数学級が自明の理のような形で出されています。少人数学級の利点も、私も分かっておりますけれども、少人数学級に異を唱える学者の方たちもいらっしゃいますが、少人数学級を自明の理としてここに挙げている理由、これも代表者の意見聴取から出てきたということですかね。〔「はい」と言う者あり〕5番の総合型地域クラブの育成とありますけど、白井でも総合型地域スポーツクラブというのがあるんですが、総合型の地域のクラブに子どもたちが参加することの難しさとか、そういうことを検証されていますか。白井でも総合型スポーツクラブは部活とどう関わってくるとかいろいろ意見が出されまして、多分今、ほとんど子どもたちの参加は見られないと思うんです。ですから、大人がこうあればいいなというのと、実情との乖離というのがすごくあるんですよね。そういうものを検討しないで出されたのかなという思いがしてしまい残念ですけど、いかがでしょうか。

○齊藤智子委員長 杉本参考人。

○杉本浩二参考人 こちらのほうの検証についても、しっかりされているのか、私のほうは確認ができておりませんところがありますので、今、御意見いただいたものは、しっかりと持ち帰らせていただいて、今後、検証させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○齊藤智子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 8番の感染症に伴う臨時休校等の様々な措置によりとありますけれども、ストレスを感じることがないよう財政措置を講じること、これはこの請願だけでなく、よくコロナ禍では出てくる文言ですけれども、財政措置がどこでどのように生きてくるのかということがよく見えてこないんです。そこを説明していただければと思います。

○齊藤智子委員長 影山紹介議員。

○影山廣輔紹介議員 例えば、コロナによって授業の時間が変更した場合、縮まった場合、例えば夏休みも授業がある場合というのがあります。そういう場合は、先ほども申し上げたエアコンの設置や感染予防のための消毒液、備品の購入等があります。あと、学習面で少人数指導が無理なくできるような人員の配置、ほかにも、あと悩みや心配事を相談できるスクールカウンセラーの配置など想定されていると聞いております。

○齊藤智子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 衛生費などは十分に行き渡っていると思いますね。それからカウンセラーも、新たに設けるのではなくて、既にいらっしゃるところもたくさんありますし、予算請求するには少しずさんではないかと思います。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 執行部にお聞きします。

国の教育費の予算が現状、一番多いときよりは減ってきているということで、国や県から来る白井への教育の予算の変遷というか、近年の傾向をお尋ねします。

○齊藤智子委員長 金井教育総務課長。

○金井早苗教育総務課長 近年の傾向といいますと……。

○齊藤智子委員長 マイクを通して聞こえやすく言ってください。

○金井早苗教育総務課長 すいません。今、議員さんから御質問のあった近年の状況というのは、入ってきている決算額などで、よろしいでしょうか。教育総務課のほうでは、学校整備の関係で、学校施設環境改善交付金、施設の改修等で国から入ってきております歳入ですけれども、こちらのほうは対象経費の3分の1ということでいただいている交付金になりますが、こちらについては例年、申請しております工事に対しまして、適宜、歳入としてきちんと入ってきている状況ではございます。

○齊藤智子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 今の交付金は、学校施設改善交付金とおっしゃいましたか。

○齊藤智子委員長 金井教育総務課長。

○金井早苗教育総務課長 名称は学校施設環境改善交付金になります。以上です。

○齊藤智子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 それは、対象はどういうものでしょうか。全体というのは難しいですか。教育に関する国や県から入ってきているお金全体の傾向。

○齊藤智子委員長 金井教育総務課長。

○金井早苗教育総務課長 全体額という形では、今、手元に資料がございません。申し訳ありません。

○齊藤智子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 紹介議員にお聞きします。世界の中での日本の教育費の割合について、今の傾向とか現状をお聞きします。

○斉藤智子委員長 お答えできますか、影山紹介議員。

影山紹介議員。

○影山廣輔紹介議員 ちょっと趣旨を。

○斉藤智子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 世界の中では、教育費を全額無償にしているという国もありますよね。そういった中で、日本の教育費のかけ方の順位だとか、そういう現状をお聞きしました。

○斉藤智子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 資料とか見つかりにくければ、参考人でも紹介議員でもどちらでも結構です。

○斉藤智子委員長 暫時休憩でよろしいですか。暫時休憩します。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時25分

○斉藤智子委員長 再開します。

それでは、お答えが、資料とか特にならなければよろしいですか、徳本委員。

○徳本光香委員 はい。

○斉藤智子委員長 それでは、ほかに質疑ございますか。

長谷川委員。

○長谷川則夫委員 何項目か挙げられている中で、確認をしたいところが1点あります。

その中で、義務教育教科書費、教科書無償制度、これに関して減額とか廃止の議論があったかどうか、確認をしたいと思います。紹介議員に答弁をお願いします。

○斉藤智子委員長 影山紹介議員。

○影山廣輔紹介議員 廃止そのものの直接の議論については、聞き及んでいません。ただ、かつて、無償ではなく有償だった時代もありますので、その辺を鑑みて、これは堅持していただきたいということです。

○斉藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

和田委員。

○和田健一郎委員 まず、紹介議員にお聞きしたいと思うんですが、この文面ではおるんですが、印象としては、教育環境の予算を増やしてほしいというのでやる中で、どうもハードウェアに関する、教育の箱物的なものに対する充実というような形の項目が多いかと思うんですが、今、心配されておりますのは学力に対すること、特にコロナ禍で自分で勉強することを全くしない子というこ

とで、以前より格差が多くあるかと思っております。

さらに申し上げますと、先ほど世界的な日本の学力のことで言いましたOECD、「これは聞いていない」と言う者あり] ああ、聞かれた教育の問題に関しての学力では、最近では、近年は読解力が減っているということが顕著に上げられていると思ひまして、そういう中でございますが、子どもの学力及び国際的な統計の中で、低下も懸念されているということの中でやっていたのが教育に関する部分の重要な課題の1つじゃないかと思ひまして、紹介議員、もしくは参考人として、学力に関する見解を、まず、お聞きしたいと思っております。

○齊藤智子委員長 影山紹介議員。

○影山廣輔紹介議員 今回少しハードが多いとありましたけれども、中には少人数学級を実現するために、やはり人の配置です。教育というのは、最終的には人から人に伝えるという、これは一番の基本ですから、人的配置の厚さが最後に物を言うだろうと。当然、そこも含めた予算措置をほしいということと私は受け取っております。

○齊藤智子委員長 杉本参考人。

○杉本浩二参考人 学力に関する御質問だったと思いますが、OECD等の結果から、日本の子どもたちの読解力とか思考力に関するところの点が他国に比べると低いといった点が出ていると思います。私もそれで、国のほうとしても、その部分をしっかりと補おうというような施策等が文科省のほうからも出されていて、現状、新しい学習指導要領等でその部分を補うような形で進んでいると思っております。

○齊藤智子委員長 和田委員。

○和田健一郎委員 では、その対策ということで、もちろん努力されているということも、私も重々承知した上で、さらに、ただ、統計的なことで申しましたら、公立学校の小中学校ではなく、私立学校へ進学する児童生徒の数が年々増えているという現象もございます。もちろん私立学校というのは公立学校にはない多様性のものである教育ということでやっている進学に関する部分なんです、ただ、少し心配だったところが多くのお母さんの、これは統計ではなく、私が受けていた中でありますと、学力に対して心配だという声が多く聞こえていたものでしたので、そういう点で、学力に対するちゃんとした維持ができるかどうかといったところが公立学校の部分になってくる。

さらに、よく格差社会と言われている中ですが、御存じのように、とある日本でも有名なアニメのキャラクターでいいますと、主人公がいて、何でも解決できるロボットがいて、あえて名前は言いませんけど、その中のガキ大将がいて、あと金持ちキャラがいると、そういうあれがあると思うんですが、アメリカの知人からこのアニメを見て言われたんです。「え、うちの国だったら同じ学校に金持ちキャラと一緒にいるというのはあり得ないよ」という話があったり、世界的な問題で言いましたら、親の所得によって学校環境が隔離されてしまっているという状況があるかと思ひます。我が国に関しましては、幸いながら、多くの方が多様性の中で学び合う、同じ空間でやっていくとい

うことが改めて重要になるかというのは、他国の例から見ても思う中で、少し回りくどくなりましたが、その中で、今回の陳情、予算を増やすという環境というところでは、学力に関して、請求項の中からで言うと、8番目の学習面の不安ということがありますが、具体的に考えられる解消方法というのをお聞きしたいと思います。不安やストレスを感じないよう、財政措置。

○齊藤智子委員長 和田委員、どちらの回答は。

○和田健一郎委員 じゃあ、まず紹介議員、請求項の8号の学習面で不安やストレスを感じないようなということだったので。

○齊藤智子委員長 マイクを。和田委員。

○和田健一郎委員 補足で質問しますが、請求項の8号にあります、感染症と臨時休業の様々な措置により、児童生徒が健康面、学習面で不安やストレスを感じることがないようにということで書いてあるんですが、これは当然に、学習、学力の問題という不安もあると思いますが、財政措置を講じるということがありましたが、一旦財政によってどう解決を導くかというお考えをお聞きしたいと思います。

○齊藤智子委員長 影山議員。

○影山廣輔紹介議員 それを解決するのも、結局は人にならざるを得ないと思います。学習指導自体の密度ですとか、学習によらないところのスクールカウンセラーとか、白井市はまだ恵まれているほうなんです。ただ、問題は、今回の請願というのは全県的、全国的に出されていて、まず、そこを固めてほしいと。そういう格差をまずなくすように、格差といっても、今、某お金持ちの人気キャラの例が出ましたけれども、上のほうはそうかもしれませんが、下のほうで格差が崩れてくる、そういうことがあってはならないということで、こういう請願が出されているものと私は理解しています。以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑はございますか。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

次に、賛成討論の方ございますか。

和田委員。

○和田健一郎委員 賛成の立場で討論をさせていただきたいと思います。

先ほどの質問の中に、文面的には、いわゆるハードウェア的な部分、エアコンだとか、そういったものの部分が多く感じるようになったのですが、質疑の中で教育面、特に今後、学習面も含めたソフトウェアというところで、生徒に対してちゃんと向き合うという、そういう教育環境を充実させてい

きたいということが質疑の中で、私としては納得いたしました。

強いて言えば、学力の問題に関してなんですが、個人的な経験から申しますと、大体公立学校だとか高校入試に向けての中学校の夏休みあたりから、皆さん勉強して、各家庭では自分の子どもが学力に関しての問題というのをそのときに初めて聞いて慌てるというケースも多くありました。その中でございますと、コロナ禍における影響というのは現状で把握していると、むしろタイムラグで学力の差がこんなにはあるのかというが起きるんじゃないかと私は非常に危惧しております。幸いに全国で言いますと、ＩＣＴということで、公立学校の生徒も含めて、ハードウェア的な面が配られました。そういう中でございます。

昨今の様々な痛ましい事件、刑事事件も含めてのことの対応だとかいろいろと対応することが多くあるかと思います。そういう中でございましたら、格差社会ということ自体を私は危惧しているのではなくて、格差によってさらに世代を超えて格差がやっていくという大きな問題が、我が国もタイムラグで起きてくるのではないかという危惧の中で、だからこそ初等教育におけるしっかりした学力をやった上で、子どもが多様性を求めていくという中でも必要な部分じゃないかと思い、教育予算に対する拡充を求める請願に賛成させていただきたいと思います。以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに討論ございますか。

長谷川委員。

○長谷川則夫委員 趣旨採択の討論をしたいと思います。

請願に挙げられた８項目のうち、先ほどの答弁にあったように、社会情勢と一致しない部分があり、一部採択という考えもありましたが、教育予算に関して、ＧＩＧＡスクール構想などで新たに編成された予算もあり、趣旨採択としたいと思います。以上です。

○齊藤智子委員長 それでは、ほかに討論ございますか。

岡田委員。

○岡田 繁委員 賛成です。

日本の教育への公的支出は、38か国中37位というＯＥＣＤ調査があります。にもかかわらず、日本の学力は、まだ世界においては高いと思います。それは先生方等の努力の結果だと思います。しかし、大学のレベルトップテンなんかを見ても、なかなか東大すらトップテンの中には入ってこれられないという状況で、まだまだ日本の教育に対する力の入れ方というのは甘いじゃないかと思います。

ですから、ぜひとも国はもっと教育に予算を割いて力を入れるべきじゃないかと思い、賛成いたしました。以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに討論ございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 賛成の立場で討論いたします。

さきの請願２号の中の執行部の答弁の中に、小学校、中学校の義務教育においては、基礎基本をし

っかり取り組むことが重要だというお話がありました。私はそのとおりだと感じました。しっかり取り組むために教育課題、様々な教育課題を解決していくために、教育予算で解決できることに取り組んでほしい、それを国に求める、予算拡充を求めるということには賛同いたします。

この請願書の中に書いてある要旨の8項目は昨年まとめられたということで、多少、今とはずれているかもしれないという説明がありましたけれど、よく見ましても、さほど大きくはずれていないと思います。それほど、ずれも生じないこの内容で、そのまま予算拡充に対して国に意見書を出すことに、私は賛成をいたします。以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに討論ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 この請願に賛成の討論をいたします。

今回の教育予算ということで、お金の問題なんですけれども、ここに書いてあるように、教育こそが要で、子どもへの先行投資が大事だということに一番大きく賛同します。今、日本も世界も全て、世の中を支える要になるのが子どもたちの教育だと思っています。8項目中心にということ、本当はそれ以外にもあると思うんですけど、全面的にこの項目に賛成いたします。

先ほどの討論でもありましたように、そういう学力をつけるための教育というのは無償化という国もある中で、せめてOECDの平均値を下回るような、下位に属するような状況というのは、日本は脱してほしいと思いますし、白井に関して言いましても、財政健全化という名の下に、一部の学校の子どもたちのための設備が老朽化をきっかけになくすという方針が出されていることから、お金が十分に国から来ていれば、子どもたちの望んでいる、愛している設備というのも改修できますし、それも項目に入っていると思います。

また、国自身が進めているICT化というものも、タブレットを最初は無償でお金を出しますと言ったので、白井も無理して手を挙げて、タブレット1人1台ということになりましたけど、ここでも大きな格差が出ていると思います。今、手を上げられない。今後のことを考えると手を上げられないというところが自治体もあるということは、国が進めているのであれば全部保障するべきで、格差が出てしまっています。ということで、それから、実際に白井市内の教員の方からも、もっと子どもたちの部活とか、こういう設備にお金があれば十分力をつけられるのにと、いろいろなところに予算が欲しいという土台のところで、白井市、千葉県だけではどうにもならないところにも声が届いてきています。

また、先ほど、衛生費は十分だということありましたけど、コロナ禍になって、白井市も最初は消毒するのは先生が全部やっていたと思います。過労で大変だという社会問題も教員の働き方である中で、十分にはコロナ禍で対応できなかった面があって、それを課題として、いいほうに生かしていけばいいと思います。そういう意味で、賛成、採択いたします。以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに討論ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第3号を採決しますが、請願第3号に対して、長谷川委員から趣旨採択を求める提案がありました。したがって、最初に趣旨採択、次に原案の順に採決いたします。

初めに、長谷川委員から提案された趣旨採択について採決いたします。請願第3号について、趣旨採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○齊藤智子委員長 ありがとうございます。起立少数です。

したがって、請願第3号は、趣旨採択とすることは否決されました。

次に、原案について採決いたします。請願第3号は採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○齊藤智子委員長 起立多数であります。

したがって、請願第3号は、採択することに決定しました。

ここで休憩いたします。再開は午後1時30分から議場で行います。

休憩 午前11時43分

再開 午後 1時30分

○石井治夫議会事務局長 皆様、午前に引き続き大変、御苦労さまでございます。

それでは、会議の再開に先立ちまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、こんにちは。本日の教育福祉常任委員会では、議案第3号、議案第4号、議案第7号、議案第9号のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目、議案第10号及び議案第14号、6議案について審議をお願いするものでございます。

議員の皆様には、深い御理解と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。

○石井治夫議会事務局長 ありがとうございました。

笠井市長におかれましては、この後公務のため退席とさせていただきます。

それでは、引き続き議事等につきましては齊藤委員長をお願いいたします。

○齊藤智子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

初めに、マスク着用での発言に際しては、マイクによる音声認識に配慮いただき、明瞭に発声いただきますようお願いいたします。また、感染症対策の一環として、説明員の皆さんの途中退席を許可します。

これから日程に入ります。

(3) 議案第3号 白井市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○齊藤智子委員長 日程3 議案第3号 白井市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

なお、本会議での議案質疑と重複した質疑は行わないようお願いいたします。

質疑ございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 じゃあ、議案3号について質疑をさせていただきます。

まず、議案3号に関しては、大綱的質疑が行われていました。その大綱的質疑の中で、放デイを廃止した決定のプロセスについての質問の中で、部長答弁のほうは、はっきりとした回答がありませんでしたので、まずその点、放課後デイサービスを廃止した決定のプロセスについて、具体的に御説明いただければと思います。

○齊藤智子委員長 永井子育て支援課長。

○永井康弘子育て支援課長 それでは、児童発達支援センターの政策決定の部分のお話ということでお答えをさせていただきたいと思います。

こども発達センターの児童発達支援センターへの移行につきましては、平成31年度に2回の行政経営戦略会議を経て、政策決定をしております。1回目は平成31年4月、それから2度目は令和2年の3月に付議をされております。

1回目の付議の結果につきましては、いわゆる継続検討ということで、提案した案は受け入れていただけませんでした。その際、関係課等ときちんと調整の上、話を詰めること、あるいは発達センターの機能強化を図った上で、児童発達支援センターへの移行を検討してほしいと、そういった指示が出されました。

その後、約1年間、案を練り直しまして、改めて関係課等と協議を進めるとともに、発達センターの機能強化の検討を行いまして、大綱的質疑でもお答えさせていただいたんですが、放課後等デイサービスについては、民間事業者が増えていることから、民間に委ね、行政は地域の中核的な発達支援センターに移行する。それから、市内には保育所等訪問支援事業を実施している事業者がないという理由から、現在、提案させていただいている案をまとめまして、戦略会議のほうに諮り、決定されたというような経緯でございます。

以上です。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 今の御答弁は、戦略会議の議事録でも確認ができる内容なので、そのとおり御説明いただいたんだなと思いました。

私が1つ腑に落ちないのが、31年の4月の段階では充実の強化を図ったことが、その1年後の戦略会議では、センター化を機能強化する一方で、どうして放課後デイサービスを廃止するという決定になるのかという点なんですね。地域の中核的な機能を強化することが、どうして放課後等デイサービスを廃止することになるのか、その廃止を決定した理由をもう少し御説明いただければと思います。

○斉藤智子委員長 永井子育て支援課長。

○永井康弘子育て支援課長 それでは、何ゆえ1回目が、その案が通らなかったのかというところになろうかと思います。

1回目に提案した案につきましては、今のサービスに新たに職員を採用して、保育所等訪問支援事業を実施するというような内容の案になっておりました。通常こういった案を提案する際には、関係課等も含めまして、影響あるところと事前に十分調整した上で提案するということになるわけなんです。職員の増員ということは、いわゆる定員管理の部分に抵触する部分になりますので、ここの調整、整合を図った上で進める必要がございます。これが提案されたときには、その部分が十分調整なされていない状況の中で提案があったというところから、何というんでしょうか、その案が通らなかったというようなところでございます。

なかなかその人員増というのが難しいということが前提となりましたので、限られた人材の中でどういったサービスをやることができるのか、どういった形でやれば非常に効果的な対応が取れるのか、そういうことを改めて練り直して、こういった今回の提案になったといった状況でございます。

以上です。

○斉藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 財政課との調整が、1回目のときには不十分であったと。結果、1年後その増員が難しいということで、その増員できない部分のしわ寄せが放課後等デイサービスの廃止になったという理解になるかと思うんですが、この増員が難しいという理由は何でしょうか。

○斉藤智子委員長 永井子育て支援課長。

○永井康弘子育て支援課長 結局、職員の数というのは定員管理がなされておまして、それに基づいて進められていくといったことから、そちらのほうとの協議・調整の中で、増員は難しいということでありましたので、そういう前提で計画を練り直したというようなところでございます。

○斉藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 市の全体の定員管理の中で見たときに、当初3人のみ増員体制ということで出ているんですけど、プラス3人が、センターのほうには振り向けないということだと思っていますが、その際に、増員ができないのであれば、委託をするとか指定管理に出すとか、そういった協議というのは、このタイミングではあったんでしょうか。

○齊藤智子委員長 永井子育て支援課長。

○永井康弘子育て支援課長 運営の方式については、直営と、あるいは委託というようなことで当時、検討はなされておりました。結論としては、委託については非常に高額になるといったことから、結論としては直営でやっていくということに至っていると理解しております。

以上です。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 結果、予算が膨らむということが結局、廃止の理由になったという理解になるかと思います。

次の質問になりますが、当初の庁内の関係課との調整の中に、議事録の資料を見ると、財政課と総務課というふうに挙がっていて、それぞれのコメントも書いてあるんですが、このタイミングで障害福祉課のほうとの調整はなさらなかったんでしょうか。つまり、放課後等デイサービスとかセンターの在り方とか、そういったことが市の障害者計画との整合性に対してどうなのかという意見は求めなかったんでしょうか。

○齊藤智子委員長 永井子育て支援課長。

○永井康弘子育て支援課長 お答えします。

個別の打合せはしてございませんが、このときに提案した背景には、障害児福祉計画に、いわゆるセンターを1か所設けるといったことが位置づけられておりましたので、そういった方針にのっとった形で準備が進められたと理解しております。

以上です。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 そうですね。計画の中には、センターが、市に設置するということが、国も当時は努力義務で進めていたことですから、それにのっとり市も実施するということが書いてありますので、その方向性は合っていると思っています。

ただ、センター化することに伴って、保育所等訪問も実施することがセンターの業務として位置づけられているかと思うんですけど、そのことに対する数値目標というんですかね、それは障害者計画には取り込まれているんでしょうか。

○齊藤智子委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 お答えします。

保育所等訪問支援の計画の数値ですけれども、今回の児童発達支援センター化に伴って、令和4年度から、合計日数で令和3年度はゼロ、令和4年度は10、令和5年度は16で対応する形で計画には盛り込んでおります。

以上です。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 その日数は、令和４年度が10日、令和５年度が16日ということですから、利用の人数にすると、その半分の５人と８人という理解でよろしいですか。大体、月に２回、２週間置きがいいペースということで、月に１人２回というふうなカウントだったかと思うので、その人数を確認したいと思います。

○斉藤智子委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 すみません、実際の実人数は……、一月当たりの人数としては、それぞれ半分の令和４年度は５人、令和５年度は８人という形になっております。

以上です。

○斉藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。すみません、決定のプロセスのほうに話は戻るんですけど、31年の４月に１回目の会議をやって、１年後の３月に会議をやって、このときに放デイの廃止が決まったと。そして、同年の５月に全協で説明をして、ここまですべてずっと担当課が子育て支援課ということで上がっているんです。

この後に、８月に保護者会の説明をされて、そして令和２年の９月に初めて自立支援協議会に提案がこの件でなされているんですが、自立支援協議会の中での放デイを廃止するといったことに対する意見というのはどのようになっていますか。

○斉藤智子委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 令和２年の９月に、おっしゃるとおり生活支援部会のこどもワーキングの中で、センター化について議題とさせていただきました。

保育所等訪問支援を含めて、児童発達支援センターとして地域で支援体制をつくっていくということについては賛同いただいたところですが、やはり放課後等デイサービスが廃止されるということについては、実際に需要が伸びているという状況がありますので、廃止することへの懸念という声も実際ありました。

そのような中で、市だけで全て行っていくというのは難しい部分もあるので、放課後等デイサービスの箇所数が増えていくような取組とか、地域課題として、もっと事業所が必要ではないかという議論を継続していきましょうというような意見をいただいたということになります。

以上です。

○斉藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 自立支援協議会の中の部会で２回、この件が取り上げられていて、意見というものが残っているんですけど、１回目のときには、廃止に反対を唱えていました。理由としては、個別療育を希望する保護者は多い。白井市の放デイのキャパがもともと少ないと感じているため、廃止には反対。限りある資源の中で、保育所等訪問支援を検討することはよい。放デイの足りなさは、白井市の規模であれば、民間の力の活用を検討することが大事。

そして、これが9月の会議ですけど、3か月後の12月のときには、市内に放デイが少ないことは別途課題として必要量を確保するよう進める必要があるということで、会議が閉じられました。これは自立支援協議会の部会の中でのまとめになりますが、全体会としての意見はどういった結論になっていますか。このときはちょうどコロナ禍なので、書面開催が行われているんですね。なので、ホームページ上では、全体会としてどういった意見で自立支援協議会がまとまったのかというのが確認できない状態なんです。なので、ここで初めてその件について確認をしたいと思います。

○齊藤智子委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 すみません、こちらホームページ上の情報しか確認ができていないので、後で詳細な部分をお答えできるように準備したいと思います。

以上です。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 つまり何が言いたいかというと、行政部局のほうでは廃止に向けたプロセスを経ているんだけど、一方で、計画に基づく、かつ市内の障害に携わる、決定機関じゃないですけど、市内の障害福祉サービスの充実や相談支援の充実を検討する協議会での意見の確認ということが不透明なので、はっきりしていないので、ここはきちんと確認する必要があると思います。

あとその後、当事者ということで、保護者のほうにも説明会を4回されました。実際に参加した方の話を聞いたりしましたが、保護者のほうとしては、非常に残念な意見がありましたし、アンケートを見ても、やはり療育の機会を増やしてほしいという意見はずっと継続して上がっていましたから、やっぱりそれを必要とする保護者の温度差というものはかなりあるという印象があります。そして何よりも、決定だからもうどうしようもないんでしょうというのは、聞いた方が口をそろえて言ったことですね。

なので、これに従うしかないのかな、ほかを探すしかないのかなというのが、私が聞いた中の保護者の意見でしたが、センターというか担当課としては、この保護者会を開いた保護者の反応というところを、改めてお聞かせいただきたいと思います。

○齊藤智子委員長 永井子育て支援課長。

○永井康弘子育て支援課長 それでは、お答えします。

保護者の説明会には、今、委員おっしゃったように、令和2年度に2回、それから令和3年度に2回ということで、都合4回、開催してございます。

その際の主な質疑については、いわゆる保育所等訪問について、どんな形でやっていくのかとか、どういう形で受けられるのかといったような内容の質疑が多くて、さっきおっしゃっていたような、なくなってしまうことで云々というようなお話は、その場では出ていなかったと考えております。

以上です。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 続投で申し訳ありません。保育所等訪問に関するところなんですけれど、令和2年3月の戦略会議において、その廃止は決定されてはいるんですけども、令和2年の段階では保護者への説明、関係機関の調整のために、2年間の準備期間を設けたいと書いています。その2年間で、令和4年の4月1日スタートということになるんですけども、ですので、そこから2年間の間、保育所等訪問を開始するための準備期間がしっかりあったと思うんですね。あったんだけど、この質疑の最初のほうにお聞きした数値目標、4年度は5人、令和5年度には月8人という、これは実態として合っているんだろうかという疑問を持ちます。

放課後等デイサービスの登録者人数は、大綱的質疑の中では143人という人数が挙げられていました。そこから何人利用したいというふうに来るのか、児発のほうからのもちろんニーズもあるでしょうし、そういった総体的な数字に対しての令和4年の月5人というのは、非常に少なく見積もっているんじゃないかと。準備期間を設けているんだけど、運用開始しての滑り出しの利用できる対象見込み人数が5人は、私は少ないんじゃないかなと思うんですけども、その件に関してはどうでしょうか。

○斉藤智子委員長 永井子育て支援課長。

○永井康弘子育て支援課長 では、保育所等訪問支援の令和4年度の見込みということで、お答えさせていただきます。

先ほど、計画の中では5人、8人といった数字が出てございます。実際、来年どういう形でサービスが提供できるかということは、これまでの2年間の間にテストケースみたいなものもやりながらやっております、今考えているのが、初年度については年間大体110こ前後ぐらいをサービスに充てたいと考えております。ちょっと回数は人によって何回というのは違ってきますので、幅があるんですが、大体30から50人ぐらいの受入れをできるように、準備を進めていきたいとは考えております。

以上です。

○斉藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 申し訳ありません、ちょっと数字がよく理解できなかったんですが、民間110こまということは、110回利用できる枠があるということだと思んですけど、でも年で110だと、1か月だと10切るということになりませんか。そうすると、先ほど数値目標の1か月10日というのと変わらないと思うんですけど、今の御説明は、予定どおりやりますというふうな理解でよろしいんでしょうか。

○斉藤智子委員長 永井子育て支援課長。

○永井康弘子育て支援課長 失礼いたしました。そうですね、大体月10回前後ということになりますので、そういった意味では、失礼しました、計画どおりというような形になります。年間にしますと、掛ける12ということで、もう少し膨れますけれども、月で見るとそういうことになります。失礼しました。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 そうしますと、センター化することによって、新規職員の対応が3人必要だけれども、予算の関係で増員の見込みが立たない。そのために放デイを廃止する。けれども4年度においては、月に10日の、10こまの利用でいけるということになれば、これは反面、放課後等デイサービスがまだできる余力がセンターの中にあるとも受け止められるんですが、その辺は実際どうなんでしょう。

○齊藤智子委員長 永井子育て支援課長。

○永井康弘子育て支援課長 単純に枠の話だけをさせていただくと、今回、1日当たり児童発達支援という未就学児の療育と放デイと合わせて1日40人という枠で、何というんですかね、業務を行っておりまして、今後、来年度については、いわゆる児童発達支援というところに特化して、1日40人を受けていくということになりますので、そこを拡大していくということで考えているんですが、そういうふうなことで今考えておりますので、放課後等デイサービスについては、もともと、何というんでしょうか、廃止を前提に予定を組んでおりましたので、またここにさらに付け加えていくということは、現状では難しいとは考えております。

以上です。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 今、児発と放デイで1日40人定員のところを、4年度は児発だけで40人ということですか。確認です。

○齊藤智子委員長 永井子育て支援課長。

○永井康弘子育て支援課長 そのとおりです。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 児童発達支援の事業所に関しては、白井は結構、事業所の数としては多いほうではないかと思うんですが、あえてセンターの中で今年度から来年度に向けて、約倍近く児発の枠を増やすというのは、何かあるんでしょうか。その背景について伺います。

○齊藤智子委員長 永井子育て支援課長。

○永井康弘子育て支援課長 枠については、倍にはしてございません。今、40人ということですが、大体35を児発で、5を放デイというような形で今すみ分けをしております、その放デイの5の部分児発に回るというようなことでございます。

以上です。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。令和2年度から令和3年度に向けて、登録者が放デイが約100人少なくなっていたので、ここに減った理由というか根拠があったんだと今、分かりました。

次に、今、登録している143人についてなんですが、大綱的質疑の中で、4年度以降の利用事業所

が決まっていないという方たちが77人いるという答弁がありました。半分以上の方が、まだ行き先がこの12月の段階で決まっていない。でももっと早い1年以上の前の段階では、登録が100人ぐらい減っていますから、そのタイミングで行き先を変えたという方もいらっしゃるんだというのは、数字から把握できます。その流れの中で今77人、行き先が決まっていないという状況を、担当課はどのように理解されていますか。

○齊藤智子委員長 永井子育て支援課長。

○永井康弘子育て支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

この77人というのは、いわゆるこども発達センターのみを利用している方で、全てではないですけれども、ほぼほぼセルフプランというんでしょうか、御自身で通っていてということの方でございます。

今後この方々に対しては、丁寧に御希望などを確認しながら、支援が必要であればきちんと相談支援事業所につないでいく。少し相談に乗ってもらいたんだというような感じの御意向であれば、専門職相談という業務も行いますので、そういったところでフォローしていくということで、この77人については丁寧に次の対応について相談に乗っていきたいとは考えております。

以上です。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 この77人がほとんどセルフプランの方なのでというふうな御説明だったんですけど、セルフプランの方だと、どうして次の行き先が決まっていないこととイコールになるのかがちょっと理解ができないんです。セルフプランだから把握ができないという意味ですか。

つまり、ここで放デイを終わらせてしまうことで、センターのほうでは支援が必要な子の、何というんだろう、支援を必要としているという子どもが手から離れてしまうというんですかね。そういうお子さんがいらっしゃるということを把握し切れなくなってしまうという心配をしています。うまく言えないな。ちょっと1回、お願いします。

○齊藤智子委員長 永井子育て支援課長。

○永井康弘子育て支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

この77人というのは、いわゆる今現在は他の事業所を使っていらっしゃる方ということになります。先ほどプランのことを少しお話しさせていただきましたけれども、いわゆる放課後デイがなくなりますと、今度はその子たちをきちんと見ていかなくちゃならないということになると思います。そうすると、その役割というのをやはり相談支援事業所というもののところにきちんとつないで、きちんとしたプロにアセスメントしてもらって、どういった支援が必要なのかというのをきちんとプランを立てて、支援をしていくという形につないでいくのが、その子にとっていいことだとは考えております。ですので、極力そういう形に、今度は形を変えた形で支援をしていくということで考えております。

ただ、利用者の中には、そこまではという方もいらっしゃる、それはそれで発達センターのほうの相談でフォローしていくと考えているところでございます。

以上です。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 相談支援の事業所に関しては、資料はすごく少ないので、セルフプランがメインなこの77人の方を計画相談につなげるというのは、実態としてそのキャパとして大丈夫なんですか。

○齊藤智子委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 お答えします。

相談支援事業所、確かに箇所数としては多いとは言えないんですが、最近、1か所増えたり、あと今後も、まだ指定を受けているわけではないんですが、開設を予定しているという事業者からもお話が来ておりますので、その中で対応が可能ではないかと考えております。

以上です。

○齊藤智子委員長 今、小田川副委員長、30分ぐらい質疑が続いていますが、ほかの委員の皆さんで質疑ございますか。

岡田委員。

○岡田 繁委員 保育所等訪問支援についてちょっとお伺いしたいんですけど、先ほど令和4年が10回、10日間ということですけど、これは白井市内に訪問先としては保育園、幼稚園とか学校等があると思うんですけど、その10日で回る、何というんだろう、10日間で何回、1回しか回れないのか2回回れるのかとか、その辺の回数とかを教えてください。

○齊藤智子委員長 永井子育て支援課長。

○永井康弘子育て支援課長 お答えさせていただきます。

保育所等訪問というのは、放課後等デイサービスなどとカテゴリーは同じで、個人との契約に基づいて提供していくサービスということになりますので、1回につき1人ということになります。ですので、10日ということだと、10回分ということですので、延べにして10人分ということになるかと思います。

○齊藤智子委員長 岡田委員。

○岡田 繁委員 保育所等訪問ということですから、保育園等に訪問してアポを取ったその方と対面でやり取りするという、そういうことでしょうか。

○齊藤智子委員長 永井子育て支援課長。

○永井康弘子育て支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

保育所等訪問というのは、今まで市内で提供がされていないので、なかなか耳なじみが薄いサービスかと思います。こちらのサービスについては、いわゆる保育園だとか幼稚園だとか小学校だとかに

なるんですけれども、お子さんがいわゆる生活している場において、集団生活にきちんとなじんでいくための支援ということになります。

やり方としては、当然、最初に御本人というか保護者になると思うんですけど、御希望があって、契約をしてということになるんですが、受入先の学校だとか保育園だとかとも調整させていただいて、職員がその例えば小学校でしたらその学校に出向いて、やり方はいろいろ状況によって変わるんですが、クラスの中に入ってみる場合もあるし、それが難しい場合だったら、廊下から見るということもあるんですが、この子がどういう集団の中で生活をしていて、どういう困り事があるかということを観察しながらアセスメントをして、その対応策について、例えば担任の先生だとか、あるいは保護者の方だとかにお伝えして、その子が集団の中で行動しやすくするようにサポートしていくといった内容になります。

その実例としてなんですけれども、例えば過去にモデルで行ったケースとしてなんですけれども、ある程度、日常は自立しているんだけど、例えばファスナーの上げ下げが難しいということが見られたので、そのファスナーの操作を覚えられるように反復して練習するように、少し学校のほうにも協力してもらって、そこをクリアしていくとか、例えば給食の白衣の裏表が分からないというようなことで困っているということがありましたので、そこが裏表がきちんと判別できるような、何か仕掛けをきちんとやってあげるということで、それについてはクリアしていくと。そういうような形で、その子たちが生活している場で、どういう困り事があるかということを見極めて、そこを取り除いてあげるというか、軽減してあげる支援を行うといったサービスになります。

長くなりましたけど、以上になります。

○斉藤智子委員長 ほかに質疑。

岡田委員。

○岡田 繁委員 すみません、今の御説明であれなんですけど、要はそういう子どもたちは各学校、幼稚園、保育園にいらっしゃるのかどうかちょっと分からないですけど、結局アポが取れた10人だけ、一月のうちに見るという、そういう意味なんでしょうか。

例えば行った学校で、そういうちょっと問題があるんじゃないかという子を、新しく例えば専門家の方が行って気づくということもあるんじゃないかなと思うんですけど、その辺はいかがですか。

○斉藤智子委員長 永井子育て支援課長。

○永井康弘子育て支援課長 この保育所等訪問支援というサービスに限って言うならば、いわゆる利用者のほうからの申込みといえますか希望があって、契約して入ることになるので、何というんですかね、学校だとか、こちらが勝手に見立てていくということではないというような状況です。

例えば、そういった中で気になる子がいたりした場合には、恐らくそのサービスとは別な形で、先生とお話する時間はあるでしょうから、そういった中で共有していくということが、通常業務の中ではあろうかと思います。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 大綱的質疑の中で、専門職の方が今の人数のままだと多忙になるということが見通しが立つので、増やすということも検討したが、募集しても受けてもらえないかもしれないということだったんですが、なぜ募集をかけることにしなかったんでしょうか。

○齊藤智子委員長 永井子育て支援課長。

○永井康弘子育て支援課長 専門職の募集については、現在も継続して募集をかけてございます。そこでなかなか応募がないというような状況が継続しているというような状況です。

○齊藤智子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 それから、アンケート結果で、会計年度任用職員としての採用にしたということでしょうかね、専門職のほう。それはつまり給与が下がったので辞めてしまった人もいて、人数上、苦しい事態になっているというような内容があったんですけど、それは事実でしょうか。

○齊藤智子委員長 永井子育て支援課長。

○永井康弘子育て支援課長 それでは、お答えいたします。

以前、臨時職員だとか非常勤職員だとか、いろんな形での、何というんですかね、パートタイム職員という言い方がいいのかどうか分からないんですけども、臨時職員がという制度があったんですけども、いわゆる何年か前ですか、会計年度任用職員という制度が出来上がりました。

そういった中で、その制度をどういうふうに戻していくのかという市全体の中でルールが決められて、その中で、例えば時給というんでしょうか、というのも決められて、それにのっとった形で進められてきたというような状況でございまして、事実、少し単価というんでしょうか、については、そういった中、市全体のバランスの中で、何というんでしょう、少し減額した部分もあって、それで継続をやめた職員の方もいらっしゃるとは聞いております。

以上です。

○齊藤智子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 来年度から児童発達支援のほうで受け入れる人数を増やすということなんですけど、私自身が言語聴覚士として多機能型事業所という、児童発達支援と放課後デイを両方やっているという事業所でも働いていまして、そこの内部事情で、やっぱり児童発達支援のニーズって増えているんですけど、そこを受け入れると、その子たちはずっと大きくなっていくので、放課後デイのほうに詰まってくるというか、卒業があんまりないんですよね。ずっとそれぞれの年代の課題を抱えていくので。そうすると、放課後デイのほうも一緒に充実させるかしないと苦しいという。受入れができなくなるという状況を実際に何か所かで見ているので、今回、入り口を大きくしてしまって、継続していくほうをなくしてしまうということをすごく心配するんですけど、今後も児童発達支援で見た子が大

きくなるというその、その今後の受入れというのはどう考えているでしょうか。

○齊藤智子委員長 永井子育て支援課長。

○永井康弘子育て支援課長 では、お答えさせていただきます。

いわゆる就学後のケアということになろうかと思えますけれども、大きくいうと3パターンかなと考えています。

1つには、今少しずつ民間のほうが発達しつつありますので、そういった民間のほうの事業所をきちんと使っていただくということが1つ。それから、もう一つは、先ほど来、話題になっている保育所等訪問支援というものに切り替える。それから最後としては、軽度な方になろうかと思えますけれども、いわゆる相談に乗ることで、ある程度解決するという方も中にはいらっしゃいますので、そういった形での専門職相談ということでのフォローというようなことで、大きく分けてその3つのパターンで何とか支援を継続していこうということで考えております。

以上です。

○齊藤智子委員長 質疑、まだございますか。

それでは、ここで休憩したいと思います。再開は、2時25分。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時25分

○齊藤智子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑ございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 これが最後の質問ということで、させていただきます。

保育所等訪問に関しては、私は全く反対ではなく、これを始めるということには賛成なんです。それをどんどん受け入れていくことをもっと促進してほしいという思いがあるんですね。つまり保育所等訪問は、その子が日中、活動する場所での支援、直接支援、あとはその周りにいる指導者、先生とかお友達とかの環境調整を含めた間接支援ということで成り立っていますが、今現在の放課後等デイサービスは、決められた場所、センターの中での個別の指導ということになりますので、必要なニーズを支援という形で指導に代えるということは、どちらも同じです。だけれども、市の事業として保育所等訪問に切り替えるときに、受入れ人数の少なさにはどうしても納得ができないというか、切替えが悪いという印象が否めないんですね。

なので、これが最後の質問になりますけれども、保育所等訪問の受入れの人数を、もっと実態に即した、人数に即した、保護者や子どもの必要な支援に即した数に増やして事業を展開していくということを検討するという考えはありでしょうか。

○齊藤智子委員長 永井子育て支援課長。

○永井康弘子育て支援課長 それでは、お答えさせていただきます。

保育所等訪問支援については、4年度は初年度となりますので、先ほど申し上げたように月10回ぐらいのところでスタートしていくといったところで考えておりますが、行く行くは、最終的には、現員でいけば月24枠ぐらいまで増やしていかれるようにやっていきたいとは考えております。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 保育所等訪問1回というのは、どのくらい時間かけられるんでしょうか。

○齊藤智子委員長 永井子育て支援課長。

○永井康弘子育て支援課長 トータルでは3時間ぐらいとなります。2時間程度、子の活動の様子を見て、それでアセスメントなりその対応を考えて、それを午前中にやって、午後に担任の先生と1時間ぐらいフィードバックといいますか、打合せをしながら、改善につなげるようなアドバイスをしていくと。標準はそのような形で考えています。

以上です。

○齊藤智子委員長 和田委員。

○和田健一郎委員 14条であります、こども発達センターに関しまして、児童発達支援に関わる時間が午前9時から午後4時までから、3時まで、1時間ぐらい短縮していると思います。これに当たって、現状の残りの1時間でやっていった利用実績及びその利用者の声、また、もしこの利用に関して、延長するような可能性というのは今後、含みがあるかどうかというのをお聞きしたいと思います。

○齊藤智子委員長 永井子育て支援課長。

○永井康弘子育て支援課長 それでは、提供時間の関係についてお答えさせていただきます。

現在、9時から4時までとなっております、こちらは児童発達支援等ということで、この「等」の中に放課後デイサービスが含まれます。具体的な内訳としては、9時から2時までを児童発達支援という未就学の子、2時から4時までを放課後デイサービスということで、基本は振り分けております。

今回、2時から4時までのいわゆる放課後デイサービスをなくしますので、その分、1時間、いわゆる児童発達支援の部分を延長するというような形に実務上はなってくるんですけれども、1時間早まっちはいるんですが、利用時間については繰り下がっているというような状況でございます。

以上です。

○齊藤智子委員長 よろしいですか。ほかに質疑ございますか。よろしいでしょうか。

鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 先ほど小田川委員の御質問で、地域自立支援協議会の全体会での御意見が

あったかどうかという御質問をいただきました。

おっしゃっていましたが、令和3年3月に、コロナ禍ということで書面会議で開催させていただきました。先ほどのこども発達センターの件も含めて、こどもワーキングの資料を見ていただいて、御意見があるかということで書面でお伺いしたんですが、結果としては、その件については委員からは御意見がなかったということになります。

以上です。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 確認です。書面開催で、分科会が出した意見に対する、ほかの委員からの意見がなかったということは、それはすなわちどういう決定になるのでしょうか。

○齊藤智子委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 地域自立支援協議会で何らかの審議や決定をするという場ではないので、連携のための話し合いをするということにはなりますけれども、いただいた御意見は踏まえて、市のほうで政策決定をするということにはなりますけれども、その場での何らかの議題があって決定という形にはなっていないということです。なので、全体会では御意見がなかったんですが、こどもワーキングのほうのいただいた御意見を踏まえて、地域の課題として受け止めたということにはなります。

以上です。

○齊藤智子委員長 そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 では、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 この白井市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の討論をいたします。

本当に冷たくて無責任だなと感じました。一生懸命、次を探してくれようとしているのは分かるんですが、今セルフプランという形で、障害があるお子さんをお持ちのお母さん、お父さんが正式な計画を立てずに自分でプランを立てて通ってこられていると。それで、66名の方はほかの施設と併用しているから、そこへ行くなどするということなんですけど、こういった療育、預かり型、預かって見ておいてくれるだけでも親御さんはとても助かると思うんですけど、私なんかが関わっているのは、本当に個別療育という形で、集団療育もしていますが、特にこういう言語の分野とかだと、その子がそのとき何を発して、次どんな舌の動きを練習していくかとか、そういう細かな療育をやるので、預かり型が見つかったら放課後デイでもいいという話では全くないんですよ。本当に質的に変わってしまう。

それで、今後77名、一つも行き場所がまだ決まっていないという方がいて、民間の場所が増えるというんですけど、そういう見込みの下、まだ宙ぶらりんの方がそんなにたくさんいるのに、そして今後、児童発達支援のほうは受入れを増やすと、それを聞いてますます心配が増えたんですけど、そうすると今後、継続して見ていかなければいけない、白井市の療育に頼る人がますます増えてくる。受入れはいいけど、その後どれだけ大変になるか。打ち切っているところも私は見てきているので、非常に見通しが甘いんじゃないかと感じています。

意見がなかったというようなこととか、ほぼ決定してから親御さんが聞かされて、仕方ないと受け入れているような現状もあるみたいなんですけど、もともと我が子が何か特性があったり、大変で障害があるというお母さん、お父さんに関わってきましたが、たくさん我慢しているんですよね。もちろん担当課の方はそれは分かっていると思うんですけど、こちらの市の側に今まで見てもらっていたから、本当に感謝していると思うんです。その職員とかS T・O T・P Tとかが、ほかがないからもう訪問にしてねと言われたら、受け入れるしかないと思うんですよね。

だから、そういうふうに我が子が実際には見捨てられていくというのを受け入れる、そういう状況を市がつくってしまうというのを本当に悲しく思うし、一方で、市長は子どもたちの命最優先と言って、何千万円もほかの予算をこれから組んでいきます。一方で、障害者の子どもの予算は増やしてもらえないと。全く一貫性がないし、本当に子ども目線とか教育のためという白井市というのは、こういう条例が出てくると信用できないなとますます思いました。

以上です。

○齊藤智子委員長 次に、賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 討論はよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○齊藤智子委員長 起立多数であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第3号は、原案のとおり可決されました。

(4) 議案第4号 白井市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○齊藤智子委員長 日程第4 議案第4号 白井市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 議案４号ですね。

○斉藤智子委員長 はい。

○徳本光香委員 今回、出産育児一時金が4,000円増えるということなんですけど、その理由は何でしょうか。

○斉藤智子委員長 榎谷保険年金課長。

○榎谷君子保険年金課長 それでは、御説明させていただきます。

現在、当市の国民健康保険被保険者が出産したときは、基本的に出産育児一時金として支給する金額は、当市の国民健康保険条例に規定する出産一時金の額40万4,000円と、同施行規則に規定する加算額1万6,000円の、合計額42万円を支給しております。

支給額につきましては、出産育児一時金の金額は、健康保険法施行令第36条に規定する金額、加算額は、出産時の事故等を補償する産科医療制度の掛金相当額に準ずるものとしております。加算されます産科医療制度の掛金が、令和４年１月１日から、1万6,000円から1万2,000円に引き下げられることが決定され、出産一時金の支給額が4,000円減となりますが、厚生労働省の審議会であります社会保障審議会医療保険部会におきまして、出産一時金の支給総額は42万円を維持すべきだと提言があり、市といたしまして、少子化対策の重要性を鑑み、当市の条例で規定する出産一時金の額を、健康保険法施行令第36条の改定額に合わせ、40万4,000円から40万8,000円に、4,000円増額を行うものです。したがって、今回の改正において、基本的に出産育児一時金の支給総額の増減はなく、今までと変わらないものになります。

以上です。

○斉藤智子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 ちょっと要約して確認したいんですけど、よろしいでしょうか。

出産一時金のほうが40万4,000円で、その加算として、産科医療制度ということで、お産のときに重い脳性麻痺とかに赤ちゃんがなったときのための補償制度で1万6,000円払われていて、合計42万円だと。今回の改定というのは、その加算分のほうが4,000円引かれて1万2,000円になったので、合計の42万円を維持する提言に従って、一時金のほうは逆に4,000円足して、合計金額を維持したということでしょうか。

○斉藤智子委員長 榎谷保険年金課長。

○榎谷君子保険年金課長 そのとおりでございます。

○斉藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 施行期日について伺います。この条例は、令和４年１月１日から施行すると

いうふうに書いてありますが、これは、出産日が基準になるのでしょうか、申請日のほうが基準になるのでしょうか。伺います。

○齊藤智子委員長 榊谷保険年金課長。

○榊谷君子保険年金課長 出産日が基準となります。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 次に、賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○齊藤智子委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第4号は、原案のとおり可決されました。

（５）議案第7号 白井市民プールの指定管理者の指定について

○齊藤智子委員長 日程第5 議案第7号 白井市民プールの指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑ございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 今回も、前回同様の事業者に指定管理をするということの提案になりますが、前回の指定管理期間が5年間で、今回は2年間という短い期間になります。その理由について伺います。

○齊藤智子委員長 寺田生涯学習課長。

○寺田 豊生涯学習課長 今回、指定期間が5年から2年になった理由でございますが、今年度と昨年度、市民プールのほうが中止となってしまいました。そのため、新たに市民プールの在り方を、運営の方法を考える必要があるのではないかということで、2年間とさせていただいたところでござい

ます。

以上です。

○齊藤智子委員長 よろしいですか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 新たに市民プールの運営を考えるためにというお答えでしたけれど、その考える方法とか、どこが検討するのかという、その具体的な説明をお願いしたいと思います。

○齊藤智子委員長 寺田生涯学習課長。

○寺田 豊生涯学習課長 今回のコロナウイルスの感染症があることから、市としては、入場者に健康観察カードの記入をお願いしています。また、それに伴いまして、テントと机のほうを用意させていただきたいと思っております。また、サーマルカメラを設置して、体温の測定などを考えております。

今回の応募者のほうからは、注意を促すための定期的な場内放送の実施、これは指定管理者が実施をするというような内容でございますが、それからテーブル等へのアクリル板の設置などを考えてくれています。

そういう内容を踏まえて今回、実施するわけでございますが、それ以外に新たな、さらなる変異株とか、人数制限をしなくてはいけないとか、改めて対策が必要になった場合等を考えまして、この2年間で考えていこうというようなところになってきます。

以上でございます。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 確認なんですけど、今の御説明だと、市民プールを運営するために、コロナ禍における方法を検討すると理解したんですけど、それでよろしいでしょうか。

私、新たな運営を考えるためということだったので、市民プールの在り方について考えるのかなと受け止めたんですが、その辺りの説明をいただけるとうれしいです。

○齊藤智子委員長 寺田生涯学習課長。

○寺田 豊生涯学習課長 市民プールの在り方について検討するということではございませんで、次の運営の方法を、実施するための方法を考えるというようなことでございます。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございませんか。

徳本委員。

○徳本光香委員 議案の資料の中に、市内や地域の雇用を積極的に推進しているというのが選定理由に挙げられているんですけど、どのような実績があったんでしょうか。

○齊藤智子委員長 寺田生涯学習課長。

○寺田 豊生涯学習課長 こちらにつきましては、市民プールの監視員等を、地元の人を優先にさせていただけることと、そういう方たちの声を聞いて、友達の人を誘ってもらおうとかという方法を考えて

運営をしてもらおうということで、指定管理者からの提案がございました。

○齊藤智子委員長 寺田生涯学習課長。

○寺田 豊生涯学習課長 具体的に言いますと、割合といたしまして、在住者が91人で、割合の中では81%の方が市内の勤務者になります。平均でございますが、81%が平均になってございます。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

和田委員。

○和田健一郎委員 選定理由につきまして、主な選定理由の中で、施設が老朽化しているにもかかわらずという文章でやっているのですが、残念ながらこの一連のコロナ禍で運営が中止になったりしていたところでありまして、これまでの実績を踏まえて、今後の半減が提案されていることからという、この運営実績についてというのは、これはコロナ禍前の運営実績でしょうか。それともこの中止の期間も含めての運営実績ということなのかを、まずちょっと確認でお聞きしたいと思います。

○齊藤智子委員長 寺田生涯学習課長。

○寺田 豊生涯学習課長 この業者がこれからも今までの中で運営をしているかというような内容かと。そして、コロナ禍においても運営をしているかというような内容だったかと思うんですけど、市民プールにおいては、もちろん実施しておりません。ほかのところで実施していた実績があるかということになりますと、こちらのほうで現在のところでは把握をしていないようなところになります。

○齊藤智子委員長 和田委員、質問をもう一度。

和田委員。

○和田健一郎委員 ちょっと気になったのが、老朽化しているにもかかわらずという文脈でやっているところなんですけど、営業中止のところも含まれていて、これが実績ではなくて、この提案がなされているという形で決定理由の一つに挙げられていると思いますが、「しているにもかかわらず」ということであれば、これは結果という形であったものに続く文面だと思っておりまして、なので、これに関しては老朽化にも対策している実績という点もあるのかというところのことを確認したいなと思ってしまして、お聞きしました。

○齊藤智子委員長 寺田生涯学習課長。

○寺田 豊生涯学習課長 平成3年からこの業者は指定しておりまして、いろいろな操作方法等も熟知しております。いろいろなところで、故障等があったとしても、いろんな操作と、それから管理方法でやっているというようなところございまして、その操作についても熟知しているというようなところでございます。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 選定理由の中で、利用者ニーズを反映した提案というのは、具体的にどんなものが

あったんでしょうか。

○齊藤智子委員長 寺田生涯学習課長。

○寺田 豊生涯学習課長 市民からの御要望等で、日陰等の場所が欲しいというなことがございまして、テントの増設等、ございました。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○齊藤智子委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第7号は、原案のとおり可決されました。

(6) 議案第9号 令和3年度白井市一般会計補正予算（第7号）のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目について

○齊藤智子委員長 日程第6 議案第9号 令和3年度白井市一般会計補正予算（第7号）のうち教育福祉常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

なお、本会議での議案質疑と重複した質疑及び資料に対する質疑は行わないようお願いいたします。

最初に、歳出について質疑を行います。11ページをお開きください。3款1項社会福祉費から行います。では11ページから12ページまで、11ページ、12ページの中で質疑ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 老人福祉センター費の中で、この954万8,000円は、コロナ対応の地方創生臨時交付金ということで、主に感染対策として、換気のシステムを改修ということだったんですけど、これは結局、壊れている天井も含めて、全てお風呂を再開できるまでに、この値段で全て改修するということなんでしょうか。

○齊藤智子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 お答えします。

そのとおりになります。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 コロナ対策ということで、感染防止のため、大綱質疑の中でもお風呂の使用というのが感染上、逆に危ないんじゃないかという質問もあったんですが、どういう状況になったら休館の判断などをするというような感染防止策は立てていますか。休館の基準についてお聞きします。

○齊藤智子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 現状として、休館の基準等まではまだ定めていないんですけれども、基本的には、緊急事態宣言等になった場合、その場合、老人福祉センター全体の休館等も考えながら検討していくような形になりますので、この部分については、コロナの関係の庁内の会議の中でまた検討していくような形に、その時点でなると思っております。

以上です。

○齊藤智子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 じゃあ、市内の公民館などの休館基準とそろえるということでしょうか。お風呂というのはマスクもつけられないし、粘膜というかそういうものもどんどん流れていくという点で、普通に会議をするような施設などとはちょっと危険度が違うかなと思うんですけど、そういった検討は今後予定しますか。

○齊藤智子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 お答えさせていただきます。

基本的には、感染予防対策等、先日の中でもお話をさせていただいていたように、様々な注意喚起等をしていくような形で実施していくことを考えております。

その中で、実際ほかの施設等と違う部分として、今の時点では捉えていないというような形で考えているところです。今後どのような対応をしていくかは再度、検討させていただくようにさせていただきます。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

古澤委員。

○古澤由紀子委員 ちょっと私の認識が甘かったのかもしれませんが、この老人福祉センターの公共施設の統廃合の在り方検討会みたいなものは、ここはかからないということですか。このまま継続するということになるんでしょうか。

○齊藤智子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 お答えさせていただきます。

基本的に、白井市公共施設個別施設計画の位置づけの中に含まれている施設となっております。そのようなことから現状、計画상では、老人福祉センターにつきましては、長寿命化工事を令和11年に実施する施設と位置づけているような状況になっております。

長寿命化の実施に当たっては、省エネルギー化やバリアフリー化、現行法令等への適合化など、現行の施設に求められる水準に合わせた機能の向上を図るための工事の実施及び時代変化に合わせた用途の変更、それから機能の追加等の社会的ニーズへの対応を図るような形で今後、検討していくような形になると考えております。

以上です。

○齊藤智子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 先日の大綱的質疑で結構詳しく質疑応答されたと思うんですけども、初期投資の改修費の954万8,000円というのは、先ほども出たとおり地方創生臨時交付金で賄うわけですね。それで、年間の経費というのは400万ちょっとあったと思うんですけども、それと併せて、受益者負担の利用料というのが問題になってくると思うんですが、いろいろ制約があって、100円から150円に上げるのが今のところ精いっぱいという話をこの間はしていたと思います。

年間の経費と、それから利用者の数と、アンケートで取りましたよね。それから利用料金ということで、どのような計画を担当課は持っているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○齊藤智子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 浴場の維持管理費についてお答えさせていただきます。

年間の維持管理費につきましては、燃料費が約90万円、それから各種保守点検費用が約440万円、定期清掃代が約50万円となっております、合計で580万円。これらは、指定管理料として指定管理者へ支払うものとなっておりますが、平成31年度より、1回100円の利用料金を徴収しておりまして、再開後につきましては、現在、利用状況等を見込んで140万円となると見込んでおりまして、合計で440万円を市のほうから支払うような形で考えております。

利用料金の部分につきましては、令和7年度に見直しを検討しているような状況になります。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

古澤委員。

○古澤由紀子委員 大綱的質疑は出なかったんですけども、老人福祉センターという形で、高齢者の方が多く利用されるわけですけども、あらゆる意味においての衛生管理ということが、浴場ですから問題になると思いますね。市民の方からもいろいろマイナスイメージの声も聞かれたりするんですけども、市は衛生上の管理をどのようにされていくつもりでしょうか。

○齊藤智子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 衛生管理につきましては、公衆浴場における衛生管理要領等に基づきまして、順次やっていくような形になります。ろ過装置の点検ですとか清掃等を実施して、やっていくような形。あとそれ以外に、貼り紙等を掲示しまして、市のほうから啓発等をしていきたいと考えております。

以上です。

○齊藤智子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 実際に、非常に非衛生的であるという声を聞いているんですけども、今のお答えだと、一般論ですけども、実際に市がどのような管理を……、指定管理者制度ですから、実際に行うのは指定管理者ですけども、指定管理者が十全に衛生管理を行えるような指導というのが必ず必要だと思うんですね。そこをもう一度、確認させていただきたいと思います。

○齊藤智子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 それでは、指定管理者のほうでどのような対応を今後していくかというところで、お話ということでよろしかったでしょうか。

基本的には、見回り等をしながら注意喚起等、あと衛生管理等をしていきたいと考えております。

以上です。

○齊藤智子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 具体的に言えば見回り等という表現になるのかもしれませんが、既に実際にもう行きたくないわとおっしゃる方もいるということで、ここでは具体的には申し上げられませんが、非衛生的な事例が何件かあるということですので、こういうコロナ禍でもありますし、そこをもう少し徹底して管理されるような指導をぜひ行っていただかないと、継続できないかなと考えておりますので、そこはよろしくお願いいたします。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

和田委員。

○和田健一郎委員 同じく、老人福祉センターの工事請負費ということでお聞きしたいと思いますが、一応、以前、これは土木課でのお話で、約500万円ほどの工事金額じゃないかというのが出ていたと思うんですが、これにつきまして、ちょっとこれは入札等の前で、具体的な金額は分からないにしても、これはコロナ対策及び工事に対しての中で、この金額の算定に関しては、建設関係の専門家によるコンサル、調査等を行った上で出されたものかをちょっとお聞きしたいと思います。

○齊藤智子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 お答えします。

市の専門職のほうで積算させていただいているような状況になります。

以上です。

○齊藤智子委員長 和田委員。

○和田健一郎委員 その中で、工事費の高騰という傾向について、ちょっと確認でお聞きしたいと思うんですが、東京オリンピックが終わって以降は、工事費は下がるじゃないかという意見もあったのですが、どうも軒並み工事費についてはむしろ下がることはなく、横ばいか上がっているというような状況じゃないかと思います。東名高速道路の延長工事や、その他のいろいろとインフラに関しての工事がまだずっと続いているというような現実もあると思います。

その中で、先ほど以前の工事費についての負担が増えているというようなことも想定された上でのことかもお聞きしたいと思います。

○齊藤智子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 それでは、今回の約950万円の部分なんですけれども、換気扇及びダクトの交換につきまして、感染予防の観点から、十分な換気機能を確保する必要があるということから、設計をし直したため、増額になっているというような状況がございます。

以上です。

○齊藤智子委員長 和田委員。

○和田健一郎委員 ダクトだとかの換気扇についての分の費用があったということ。では、工事が、いわゆる請負工事費の単価が上がっている傾向というふうなことに對しては、それについてはどう、この算定について入っていたかどうかをお聞きしたいと思います。

○齊藤智子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 その部分も踏まえた形で積算をしている状況がございます。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 私も感染予防対策について伺いたいと思います。

今、公共施設の、例えばフリースペースとかは、人がとどまらないように、椅子とかテーブルとか撤去して対策を講じているんですけど、今回、浴場が使えるようになった場合の福祉センターの対策なんですけど、どうなるんでしょうか。

具体的には、コロナの前だと大広間が自由に使えるということもありましたし、売店もあって、飲食の提供も受けられました。この辺りは以前と比べてどうなるんでしょうか。

○齊藤智子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 浴場以外の老人福祉センター内の状況ということで、お答えさせていただきたいと思いますが、基本的には各センターと同様な形で、現状としては実施しておりまして、まだ大声を出さないですとか、食事については制限させていただいているような状況になっていると考えております。

以上です。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 現状そのような対策を講じていて、お風呂が再開しても、状況が変わらなければ対策は継続されるということによろしいですか。

○齊藤智子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 そのとおりになります。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

古澤委員。

○古澤由紀子委員 すみません、先ほど漏れた分をちょっとお伺いしたいと思います。

経費として、燃料費そのほか清掃に580万とおっしゃいました。それで、利用料が140万で、市の負担が440万ということでしたけれども、受益者負担といったときに、この580万のうちのどの部分まで利用料で負担するということに考えられるのでしょうか。

○齊藤智子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 受益者負担につきましては、市のほうで定めております使用料・手数料の考え方で、100%、原則含まれるような形で考えております。

○齊藤智子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 以前に自転車の駐輪場の土地の件を話し合ったときに、2分の1を市が負担して、2分の1を利用料でというような話が出たと思うんですけども、この場合は100%。だから何の100%ということをおっしゃって。580万の100%ですか。

○齊藤智子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 すみません、人件費と、あと実際に費用としては、基本的には指定管理に出しているその経費が、基本的には入っているような形になります。

○齊藤智子委員長 まだ続きますか、質疑。

竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 すみません、人件費と指定管理料、それから建設や修繕工事等の費用等は全部含まれた形で計算されるようになります。

以上です。

○齊藤智子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 それを計算しますと、利用料は幾らになりますか。それに見合うとしたら。実際にそれを利用料金にはできないにしても、幾らにすることになるのでしょうか。

○齊藤智子委員長 会議の途中なんですけど、ここで休憩を取りたいと思います。

再開は20分でお願いします。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時20分

○齊藤智子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま3款民生費、11ページ、12ページまでを範囲としております。

竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 それでは、古澤委員の御質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、使用料の単価の算出につきましては、人件費、物件費1件当たりの年間の光熱水費、減価償却費等を試算の対象として計算しております。今回、あくまで参考の数字という形になるんですが、平成31年度の実績等をベースにしまして試算をした参考の数字としては、約650円という積算がされております。

ただ、今回の料金の見直しにつきましては、現時点でコロナ禍等によりまして、実績等が不十分な状況等がありますので、今後、令和7年度に向けて積算を進めていく形になるという計画にさせていただいております。

以上です。

○齊藤智子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 令和7年度に向けていろいろ試行錯誤されるんでしょうけれども、アンケートによると、市民が入浴代に払いたいのは200円までという数字が出ておりますよね。

一方で、受益者負担100%というのを市自身が決められたわけですが、とてもこの650円をカバーすることはできないと思います。それでもこの事業を浴場を直して継続するという、その理由が何かあったのか、最後に伺いたいと思います。部長の説明では高齢者のフレイル予防ということでしたけれども、ほかに何かありますか。

○齊藤智子委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 今お話にあったように、高齢者の健康維持等を踏まえて、フレイル予防の観点等がやはり重要になってくると考えているところでございます。

以上です。

○齊藤智子委員長 古澤委員。

○古澤由紀子委員 これは要望ですが、これだけ利用料金と受益者負担の利用料金と、何倍もの乖離があるわけですよね。100%の受益者負担を決めたのは市自身ですよね。料金の価格決定では矛盾が露呈されていると思うんです。もともと100%の受益者負担という考えは前からなかったわけですから、難しいのは察して余りありますけれども、決めたことですから、どうやってその差を埋めていくのかというところを十分に考えていただかないといけないかなと考えています。

今後、指定管理者任せではなくて、もしこれを長寿命化で続けていくのであれば、ほかにバス料金などのいろいろありますけれども、市は自分で決めたんですから、そこはよくよく考えてそごのないように、ないようにというのはほとんど無理だと私は思いますけども、できるだけ埋めていくような対策を考えられるように要望します。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

和田委員。

○和田健一郎委員 大綱的質疑の中でもございましたが、年間の利用者が1万2,000人でしょうか、1日当たり40人ということで、それを現在の100円か150円ないしは200円で計算をするとすると、どうしてもコスト的には赤字になるということは、今までの質問のとおりだったと思います。この中で申しましたら、お風呂を廃止して、あくまでもクーポン券みたいな感じで、民間の施設に行くというような考え方でもできるような金額になってしまうんじゃないかなというところがあります。

そこで、今回のことで高齢者のフレイル対策だとか、そういうところでの目的というのがあったんですが、現在、市としては、それ以外に想定及び今後考えたいという使用目的がございましたら、お聞きしたいと思います。

○齊藤智子委員長 すみません、先ほど古澤委員からも同じ質問があって、フレイル予防だというふうにお答えになったんですけど。

○和田健一郎委員 ですから、対象は高齢者だったんですけど、高齢者以外の対象として、例えば災害だとか、そういうことで使うという想定があるかどうか。

○齊藤智子委員長 お答えできますか。

竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 お答えをさせていただきます。

基本的には、災害用として、それを想定した形で浴場を再開するということは考えてはいないんですけれども、状況によりまして、そういった部分での利用も考えられるのかなとは思っております。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 じゃ、12ページまで終了しまして、13ページ、14ページ、15ページの3款3項の生活保護費まで、民生費全般のところ質疑をお受けいたします。質疑ございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 13ページから14ページにかけての児童措置費、1) 障害児通所支援等給付に要する経費について伺います。こちらの増額の理由を伺います。

○齊藤智子委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 お答えします。

こちらには障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービスが含まれます。相談支援給付につきましては、令和3年4月に1か月の基本となる利用日数を超える場合については、セルフプランから計画相談を利用してくださいというルールを設定させていただきまして、かねてから課題になっていたセルフプランの解消を図っていくことを行いました。その分の増加も見込んでいたんですけども、実際それを上回る移行が進みまして、その分についても増額となっております。

また、放課後等デイサービスも、今年度1か所箇所数が増えたということもありますし、療育の必要なお子さんが徐々に増えてきているという状況がありますので、児童発達支援、放課後等デイサービスについても当初の見込みを上回る結果となりました。

あともう一つの要因が、令和3年度に障害福祉サービスの報酬改定がありまして、ケアニーズの高いお子さんに対して個別サポート加算という新たな加算がつくことになりまして、全体として報酬単価が上がったということも影響しております。

以上です。

○齊藤智子委員長 よろしいですか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 報酬単価が上がったということは、それは市にとってプラスに転じているのでしょうか。

○齊藤智子委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 市にとってプラスに転じているということがどういうことかになりますけれども、事業者さん……。よろしいですか。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 普通の事業所に対しての支給であれば、市にプラスもマイナスもないんですが、市が直接、支援を行っている発達センターの中の相談支援であるとか、放デイであるとか、そちらの加算の単価の変化もあると思うので、それに関してはいかがでしょうか。

○齊藤智子委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 それは発達センターであっても、民間の事業所であっても、国のほうで定めた報酬単価が変わりましたので、市にとっても個別サポート加算が対象になっている場合は、収入としては増えるという形になるかと思います。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 それでは、3款民生費を終了して、次、4款衛生費のほうにいきたいと思います。15ページの4款1項保健衛生費から4款の17ページの衛生費、全体の範囲の中で質疑をお受けいたします。質疑ございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 15ページから始まる予防費の9) 新型コロナウイルスワクチンの中の予防接種健康被害調査委員会委員報酬5人ということで、39万円の調定があるんですが、これはこのタイミングで委員報酬を計上した理由について伺います。

○斉藤智子委員長 佐藤健康課長。

○佐藤 覚健康課長 今回、この委員報酬につきましては、3回分を持つようにしております。それを載せさせていただきました。現実的にはもう既に1回開催しております。そのほか、市のほうにこういう副反応があつてとか、そういうような御相談などがありましたもので、いつ開催しても大丈夫なように、3回ほどここで加えて載せさせていただいたという状況でございます。

以上です。

○斉藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○斉藤智子委員長 それでは、4款衛生費はないものとして、その次、9款教育費、18ページをお開きください。18ページから20ページまでが教育費になりますけれども、教育費全般で質疑をお受けいたします。質疑ございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 18ページの教育費の小学校費の中の学校建設費、2) 小学校施設改修等事業についてなんですが、これは令和4年度の七小体育館に係る工事という説明をいただいているんですが、もう少し具体的な工事の内容についてお示しください。

○斉藤智子委員長 金井教育総務課長。

○金井早苗教育総務課長 それでは、お答えいたします。

七次台小学校の工事概要につきましては、大規模改修という扱いになります。工事の内容は、屋根の防水工事や外壁の改修、玄関、ひさし部分の改修など、あとバリアフリー化ということでトイレの改修、バスケットボードの取替えなども予定しております。工期といたしましては、7月から1月ぐらいまでを想定しております。

以上です。

○斉藤智子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○斉藤智子委員長 それでは、9款教育費はないものとしまして、次、歳入に移ります。8ページです。8ページの15款2項2目民生費国庫補助金、3目、5目国庫支出金のところで質疑ございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 それでは次、16款民生費県負担金、民生費県補助金、こちらの中でいうと、いかがでしょうか。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 それでは、続きまして、16款県支出金の民生費県補助金、こちらはよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 それでは次、21款です。21款諸収入、コミュニティ助成事業助成金を除いたところで質疑ございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 雑入の真ん中にある新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への支援に係る日用品等について、15万円の計上になっていますが、この積算根拠について伺います。

○佐藤 覚健康課長 こちらにつきましては、歳出のほうの4款1項2目の12)のところで、新型コロナウイルス感染症自宅療養者等の支援に要する経費ということで、以前、御説明もところどころでしているんですが、自宅療養者にこちらのほうからいろんな心配事を聞きまして、仮に買物代行、どうしても買物を代わりにやってほしいということになりましたときに、市のほうで代わりに買物をし

てきまして、買物をした分について、歳入に入れていただくという方法を取りたいと思っております。この15万円というのは、歳出のほうではちょっと見えてこないんですが、買物代行といたしまして、50回分ということで1回3,000円というざっくりした金額をもちまして、それに対して、代行でござ

いますので、買ったものについてはまた入れてもらうという積算になっております。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。じゃ、歳入全般の中ではよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 それでは次に、第2表繰越明許費について質疑を行います。4ページ、9款2項、9款3項、こちらの中で質疑ございますか。よろしいでしょうか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 すみません、歳出のところで聞き漏れていたもので、同じところですから、質問させていただきます。中学校費のところですが、中学校の施設改修事業について、この工事の概要の説明を……。

○齊藤智子委員長 小田川委員、すみません、何ページですか。

○小田川敦子副委員長 ごめんなさい。4ページ、第2表繰越明許補正のところ。

○齊藤智子委員長 金井教育総務課長。

○金井早苗教育総務課長 お答えします。

七次台中学校のほうは校舎の改修工事になります。こちらは大規模改修工事ということで、校舎の

屋根の防水、外壁の改修、あとは内部仕上げや非常に老朽化が進んだ建具の更新なども予定しております。バリアフリーとしましてはエレベーターの増築工事などを予定しております、工期は恐らく4月から3月の1年間かかるであろうということで想定をしております。

以上です。

○齊藤智子委員長 よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 それでは次に、第3表債務負担行為補正について質疑を行います。パソコン等賃貸借事業を除くところでの質疑をお受けいたします。質疑ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 スクールバス運行业務委託料について、今バス通学している方が白井第一、第二小で33人ということで、試しに運行して、見込み92人ということなんですけど、この条件に当てはまる方で運行してみるということで、今後の見通しというか、減ってきた場合どうするのかとか、多くなった場合の対応だとか、そういう今後のことというのはどのように考えているのでしょうか。

○齊藤智子委員長 和地教育部長。

○和地滋巳教育部長 お答えします。

来年度1年、試行という形でやる方向で今準備しております、その中で様々課題が出てくると思いますので、人数も含めて、今後、課題が出てきた場合には、それについて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○徳本光香委員 今は92人ニーズがあるということで、今の回答だと行き当たりばったりに感じるんですけど、少なくなった場合はどうするんですか。

○齊藤智子委員長 和地教育部長。

○和地滋巳教育部長 お答えします。

当然、ニーズに合わせてのバスの運行になりますので、利用者が少なくなった場合には、少なうに合わせた対応を考えざるを得ないと思っております。

○齊藤智子委員長 徳本委員。

○徳本光香委員 なぜこういう質問したかという、ほかの学校に関しても、当初、市が言っていたことと違うことが急に行われたりするものですから、今すごく保護者が喜んでくれていると思うんです。最初は大風呂敷を広げて、ニーズには何でも応えますよ、今までいいほうに改善して、そのための試行ですとやっていくと、聞いてなかったと、今後、縮小したりやめたりということがもしあるとしたら困るんじゃないかということで、最初から今後の見通しも立てて、納得していただけるような始め方をしていただきたいと思って質問しました。

それで、検討会が希望する保護者で行われたと思うんですけど、アンケートを2回ずつ、第一小学

校10月12日と11月2日の資料が出ています。第二小のほうは10月29日と11月17日ということで、丁寧にアンケートも取って検討もしてということなんですけど、このことは議会のほうに事後報告という形だったんですけど、傍聴とか、何かほかの外部からの専門家の意見というのは本当に入れなかったんですか。専門家は検討会にはいないということはお聞きしたんですけど、そういうアドバイスとか、内部の目とか、意見というのは入れなかったんでしょうか。

○齊藤智子委員長 和地教育部長。

○和地滋巳教育部長 お答えします。

検討会という名前になっておりますが、こちらは学校が保護者のニーズ、児童生徒の安全を考えたニーズのための利用者ルート、こちらを保護者から聞かないと当然決められませんので、そのための意見を聴取するために開いたものでございますので、専門家という発想は学校からは聞いておりませんでした。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 バスの運行についてお聞きしたいと思います。資料というか、今までの説明の中でもスクールバスの対応としてマイクロバス5台で運行しますということで、もちろんバスの中にはドライバーもいてということだと思いますが、乗車するに当たっての添乗員の配置はどうなっているのでしょうか。

バスの利用見込みでざっくりとした人数が書いてはありますけれども、学校全体でスクールバス利用ということを考えると、低学年のお子さんもちろんいらっしゃるかと思いますので、ドライバー1人の対応でスクールバスの運行の安全確保ができるのかなというところがちょっと心配になりましたので、そこを確認したいと思います。

○齊藤智子委員長 和地教育部長。

○和地滋巳教育部長 お答えします。

スクールバスの導入を考えるに当たって、近隣市等、実際にスクールバスを運行しているところの情報も聞くことをしました。その中で、添乗員を入れてというところが実例としてあまりありませんでしたので、お金も大変かかることにもなりますので、今回は添乗員という発想はせずに、特に運転手と契約した段階では、しっかり子どもの扱いということも考えながら対応していただくということを課して、契約の中にも入れ込んでいきたいと考えています。

以上です。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 次に、利用するということに制限なく利用したい方が、そのルートのバス停に集まることができれば、バスに乗って学校へ行くことはできると思うんですけど、対象を考えたと

きに、特別支援学級のお子さんもしかしたらバスを使って通いたいというリクエストがあるかもしれません。添乗員がいるといないのとでは、ドライバーの運転に対する集中度も違うかもしれないというところもありまして、ありようが心配なんです。

つまり支援学級のお子さんであつてもそうでなくても、利用する子はスクールバスを制限なく利用できる体制を市は整えている、受け入れるという理解でよろしいですか。

○齊藤智子委員長 和地教育部長。

○和地滋巳教育部長 利用につきましては、子ども、保護者の方とスクールバスを利用するかしないかということを含めて考えて、各学校がアンケートを最終的に取って、今、確認をしているところでございます。

その後、説明会等を開きまして、保護者が考える安心の中で、自分のお子さんをスクールバスで通学させることができると判断していただければ、活用することになると思います。それでは安心できないということであれば、状況によっては、保護者の方が従来どおり対応される家庭もあるやもしれません。

以上です。

○齊藤智子委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。

次に、見積りの件でお聞きます。資料請求した中に、今回この提案に当たっては、市内の運行実績のあるバス事業者から参考見積りを取っておりますという説明がありました。この参考見積りというのは何件取って、今回、予算として調定されたんでしょうか。

○齊藤智子委員長 和地教育部長。

○和地滋巳教育部長 3者でございます。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 すみません、確認ですが、3者の平均で今回、予算を出されたという理解でよろしいでしょうか。

○齊藤智子委員長 和地教育部長。

○和地滋巳教育部長 お答えします。

3者を単純に3で割ったわけではございません。会社の規模、今までの実績等を踏まえて、単純に3で割るものではないなと思いましたので、その中で近隣等の状況も含めながら積算したものでございます。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに質疑ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 財源についてなんですけど、白井市である一定の部署の中の予算で事業を切り崩したら、その分どこかにかけるという裁量も課されていると思うんですけど、これはそういった中に入るんでしょうか。つまり今回の分の代わりにどこかを削って、合わせるというやり方をするんですか。それとも、命を守るためって市長がおっしゃっていたので、今回、別のどこかを切り崩すのではなく、出すんでしょうか。

○斉藤智子委員長 財政の話になりますが、債務負担行為補正の分で答弁できますか。

○徳本光香委員 ここの3,300万円の財源ということなんですけど。

○斉藤智子委員長 答弁できますか。できませんか。財政は呼んでないので、また後ほど伺ってもらってよろしいですか。

○徳本光香委員 採決までに答えていただければ。

○斉藤智子委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 3時51分

再開 午後 3時54分

○斉藤智子委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

徳本委員からの質疑で、債務負担行為のところ、これは令和3年度から令和4年度まで負担する額をここに載せてありますので、その中身については当初予算等でまた質疑を行っていただきたいと思います。徳本委員それでよろしいですか。こちらは債務負担行為の部分ですので、よろしいでしょうか。じゃ、当初予算のところでもた質疑をお願いいたします。

それでは、ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○斉藤智子委員長 それでは、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

賛成討論の方ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 賛成の討論をいたします。

まず、老人福祉センターのお風呂の改修なんですけど、アンケート結果では半々で、少し多い人数の人が廃止を希望するという結果だとは聞いています。ただ、そういう中で、高齢者の廃用、心身の衰えを予防するということを重視して、市が上手にというんですか、コロナ感染症の対策だということで交付金を使ったのは、今回はよかったのではないかなと思います。

ただ、交通が不便だとか、施設自体を知らないとか、使っていないというマイナス面もアンケートではっきりしたと思います。これもアンケートの効果だと思いますので、これをもっとみんなが集まって、高齢者だけでなく、使える施設にして利用者を増やすということで、先ほどの受益者負担というの、たくさんの人が利用して、生かせる場所にすれば抑えられると思いますので、今後、交通面を含めて工夫していただきたいと思います。

スクールバスについては、債務負担行為のところではお答えいただけなかったもので、賛成するか反対するかというのに関わるところだったので困っているんですけども、ちょっと不信感を持っています。

いい事業だと思いますが、今まで白井市内でも、こういった危険な場所で白井市の子どもが亡くなっているという事故も起きている。そのときに、なぜバスが運行されず、他市の大事故が起きた、そこでやっと動いたのかなというのを疑問に感じますし、ほかのいろんな事業にもあるんですけど、一体どういう経緯で決まったのかなど。急に動き始めたり、いつの間にか予算が使われていたりということが幾つかありまして、そういうときは議員に説明されるのがとても遅い。

早い場合もあるんだけど、もうほとんど止まれないところに来てから説明されると、一体どういう目的でやっているのかなというところが疑問に思えてなりませんので、そういったところはもっと自信を持ってやる事業であればあるほど、最初から公開して、いろんな意見を取り入れた上で、しかも終わりまで見据えた計画を立てていただきたいですし、この分をどこかを削って帳尻を合わせるというような同じ、特に子どもたちの予算のところでは帳尻を合わせるようなことは絶対にやめてほしいというふうに要望して、賛成討論とします。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに討論ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○齊藤智子委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第9号は、原案のとおり可決されました。

（7）議案第10号 令和3年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）について

○齊藤智子委員長 日程第7 議案第10号 令和3年度白井市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

まず、歳出についてです。7ページ、2款保険給付費、質疑よろしいですか。

岡田委員。

○岡田 繁委員 7ページの2款1項1の補正額が3億円に近くなっているんですけど、これはどうしてこんなに高額な金額なんでしょうか。

○斉藤智子委員長 榎谷保険年金課長。

○榎谷君子保険年金課長 お答えさせていただきます。

主な要因といたしまして、新型コロナウイルス感染症拡大で、令和2年度の受診控えの反動で令和3年度の医療費が増えていると報道等で流れておりますが、国保中央会からも市町村国保も同様の傾向にあるということが言われております。当市におきましても主な要因と捉えております。

また、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬が、臨時的な取扱いとして、診療報酬の加算が増したことも一つの要因と捉えております。

以上です。

○斉藤智子委員長 よろしいでしょうか。ほかに質疑ございますか。歳出全般でよろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○斉藤智子委員長 それでは次に、歳入について質疑を行います。6ページ、3款県支出金、質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○斉藤智子委員長 次に、第2表債務負担行為について質疑を行います。3ページです。質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○斉藤智子委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

賛成討論の方ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○斉藤智子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○斉藤智子委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第10号は、原案のとおり可決されました。

(8) 議案第14号 令和3年度白井市一般会計補正予算（第8号）について

○齊藤智子委員長 日程第8 議案第14号 令和3年度白井市一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

6ページ、歳入歳出について一括で質疑を行います。質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 それでは次に、3ページ、第2表繰越明許費及び第3表債務負担行為を一括で質疑をお受けいたします。質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、反対討論の方ございますか。

次に、賛成討論の方ございますか。

徳本委員。

○徳本光香委員 賛成の討論を行います。

コロナで困っている人に給付を行うということ自体には賛成なんです、岸田政権は全てのコロナで困っている人を助ける措置を行うと言っておきながら、これはとても不十分だと思います。特に女性で非正規の方ですとか、ほかにもたくさん困っている方がいるので、今までの自民政権のやり方と一緒に、一括して同じ金額を払って済ませるというやり方に感じますので、もっときめ細かい内容が必要ではないかなと思っています。ただ、反対はできないということで賛成いたします。

以上です。

○齊藤智子委員長 ほかに討論ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

常任委員会に付託された議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○齊藤智子委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第14号は、原案のとおり可決されました。

（9）閉会中の継続調査について

○齊藤智子委員長 日程第9、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

当常任委員会に係る所管事項につきましては、閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○齊藤智子委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後 4時04分